

岐阜県ケアラー支援推進計画（素案）

令和6年12月

岐阜県

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の構成	3
第2章 ケアラーをとりまく状況と課題	4
1. ケアラーをとりまく状況	4
(1) 人口減少・少子高齢化の進行、世帯構造の変化	4
(2) ケアを必要とする方の増加	7
(3) 仕事との両立の必要性	10
2. ケアラーに関わる制度等の動向	12
(1) ケアラー支援条例の制定	12
(2) ヤングケアラー支援の法制化	13
(3) 仕事と介護の両立支援制度の強化	14
3. 県内のケアラーの実態と課題	16
(1) 県内のケアラー数	16
(2) ケアラー実態調査結果(抜粋)	18
(3) ヤングケアラー実態調査結果(抜粋)	25
(4) ケアラーの支援に向けた現状と課題	30
第3章 計画の基本方針と施策体系	31
1. 基本方針	31
2. 施策体系	32
第4章 施策の展開	33
1. 広報・啓発	33
(1) ケアラーに対する広報・啓発	33
(2) 県民・事業者(雇用主)に対する啓発	34
2. 相談・交流のための環境整備	36
(1) 相談支援体制の構築	36
(2) ケアラー同士の交流の機会の確保	39
3. 人材育成	41
(1) 市町村の職員等に対する研修の実施	41
(2) 関係機関職員に対する研修の実施	42

第5章 計画の推進 44

- 1. 多様な主体との連携44
- 2. 計画の評価・検証.....44

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

身近な人に無償で介護、看護、日常生活上の世話等の援助を行う「ケアラー」は、ケアを受ける方たちを支える上で重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」、高齢者の介護を高齢者が行う「老老介護」、高齢の親が中高年のひきこもりの子の生活を支える「8050問題」など、ケアに伴う過度な精神的、身体的及び経済的負担により、ケアラーが日常生活に困難を抱え、社会から孤立していることが大きな課題として認識されるようになってきました。

こうした状況の中、ケアラーを取り巻く課題の解決を図るためには、ケアラーに対する支援体制の整備と併せて、県民等がケアラーに対する理解を深め、ケアラーが社会的に孤立せず、安心して自分らしく暮らすことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。

このため、県では、「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことのできる社会の実現」を目的として、令和6年3月に「岐阜県ケアラー支援条例(令和6年条例第32号。以下「条例」という。)を制定し、同年4月から施行しました。

条例に基づき、県、市町村、関係機関、支援団体等がそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携し、ケアラーへの支援を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

◆条例における用語の定義

ケア	… 介護、看護、日常生活上の世話その他の援助
ケアラー	… 心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族その他の身近な人に対し、無償でケアを行う者
ヤングケアラー	… ケアラーのうち18歳未満の者
関係機関	… 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関
支援団体	… 地域で組織された団体その他の団体であってケアラーへの支援を行うもの

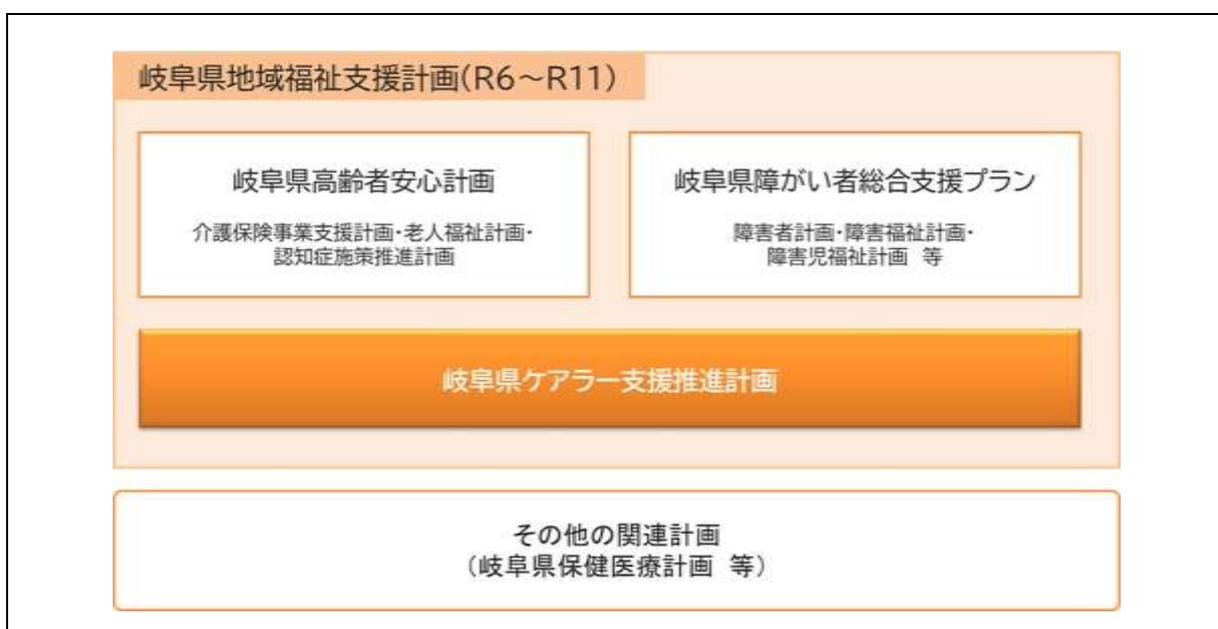
2. 計画の位置づけ

本計画は、条例第10条第1項の規定による「推進計画」として策定し、各福祉分野に関して共通して取り組むべき事項を記載する「第5期岐阜県地域福祉支援計画」の分野別計画として位置づけます。

また、ケアラーへの支援は、ケアを受ける方への支援と一体的に実施することが重要であることを踏まえ、「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障がい者総合支援プラン」、「岐阜県こども計画」等（以下「関連計画」という。）との調和を図りつつ策定します。

【主な関連計画】

- ・岐阜県高齢者安心計画
- ・岐阜県障がい者総合支援プラン
- ・岐阜県こども計画
- ・岐阜県保健医療計画
- ・岐阜県教育振興基本計画



■岐阜県ケアラー支援条例(令和6年条例第32号)

(推進計画)

第十条 県は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 ケアラー支援に関する基本方針
- 二 ケアラー支援に関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3. 計画の期間

「第5期岐阜県地域福祉支援計画」と終期を合わせ、計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

4. 計画の構成

計画の趣旨について明らかにした本章に続き、第2章では、ケアラーをとりまく状況や課題を整理しています。

第3章では、計画の基本方針を設定するとともに、3つの基本施策を掲げており、第4章では、各基本施策について、これまでの取組を踏まえ、今後の取組方針を設定しています。

第5章では、本計画の推進体制について記載しています。

第2章 ケアラーをとりまく状況と課題

1. ケアラーをとりまく状況

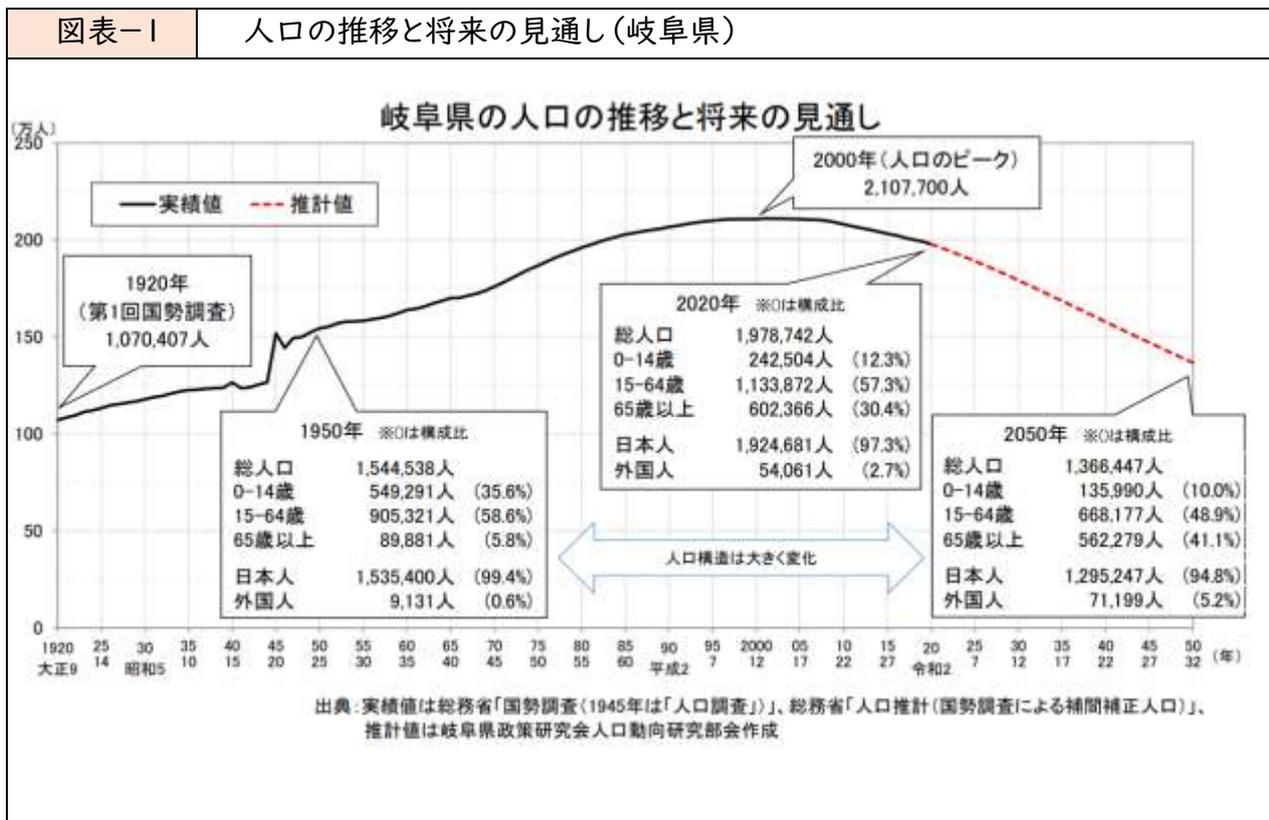
(1) 人口減少・少子高齢化の進行、世帯構造の変化

本県の人口は、平成12(2000)年の約211万人をピークに減少を続け、令和2(2020)年の国勢調査では約198万人となっており、現在の人口動態が継続すると仮定すると、令和32(2050)年には、約137万人まで減少すると推計されています。

また、令和32(2050)年に向けて、64歳以下の人口が大きく減少していく一方で、65歳以上の人口は横ばいで推移し、全人口に占める65歳以上の割合は、約4割まで上昇すると見込まれています。

加えて、家族類型別世帯構成では、「三世同居など」の世帯数が減少し、「夫婦のみ」や「ひとり親と子」の世帯数が増加しています。

図表-1 人口の推移と将来の見通し(岐阜県)



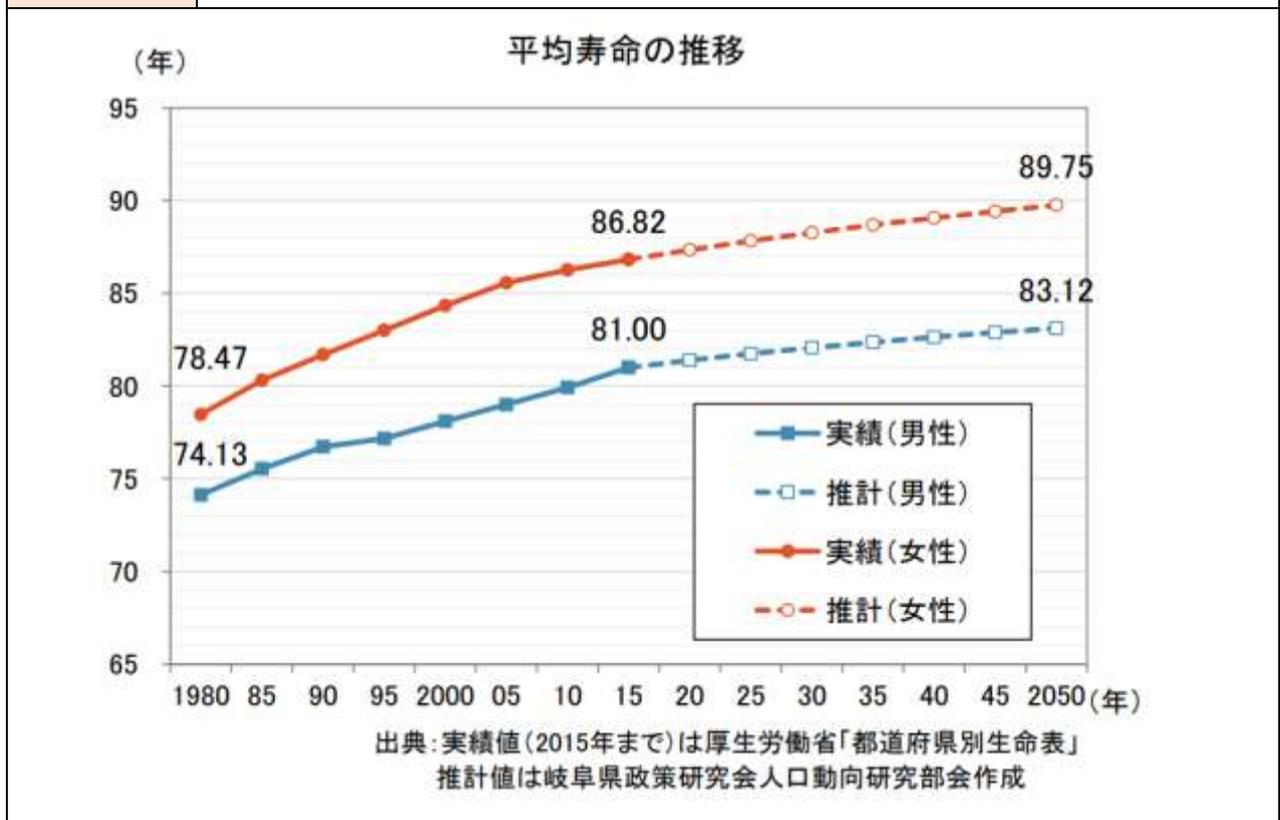
【出典】岐阜県政策研究会人口動向研究部会(2020年国勢調査結果をもとに推計)

図表-2 年齢3区分別人口の推移(岐阜県)



【出典】岐阜県政策研究会人口動向研究部会(2020年国勢調査結果をもとに推計)

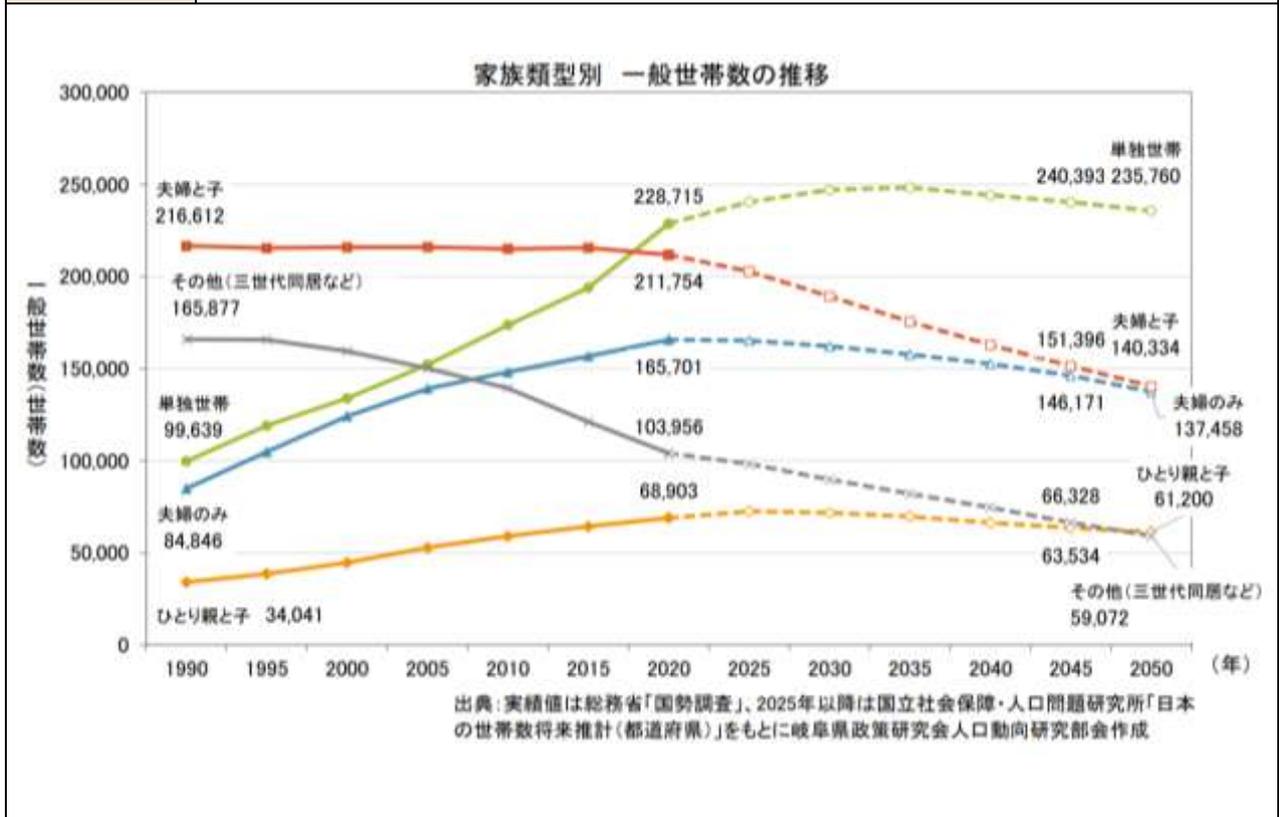
図表-3 平均寿命の推移(岐阜県)



【出典】岐阜県人口ビジョン(2023年3月改訂版)

図表-4

家族類型別一般世帯数の推移(岐阜県)



【出典】岐阜県人口ビジョン(2023年3月改訂版)

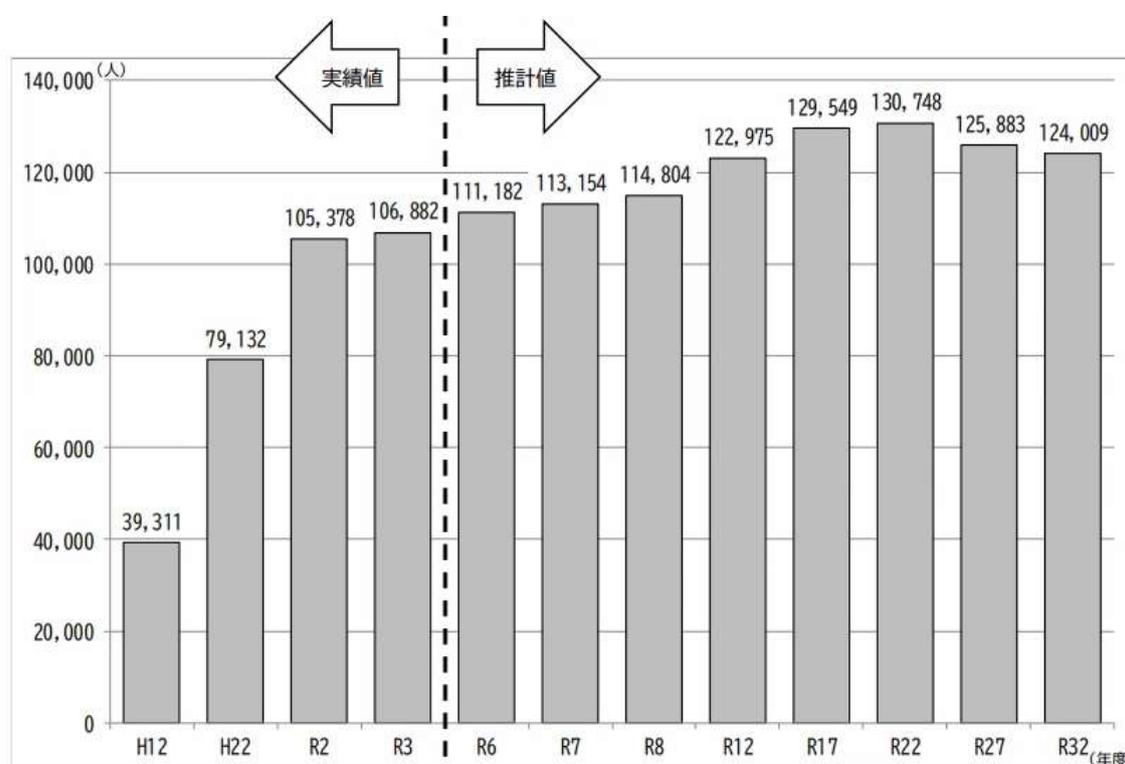
(2) ケアを必要とする方の増加

高齢化の進行に伴い、令和7(2025)年には、団塊の世代が後期高齢者になるなど、要支援・要介護認定者数は増加を続け、令和2(2020)年度の約10万5千人から、令和22(2040)年度には約13万1千人に及ぶと推計されています。

また、認知症高齢者数も令和22(2040)年度において増加すると推計されているほか、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数、在宅療養支援診療所(※1)が受け持つ在宅療養患者の数も増加傾向にあるなど、ケアを必要とする方の数は増加していくと想定されます。

(※1)在宅療養支援診療所(病院)：他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する診療所(病院)

図表-5 要介護等認定者数の推移(岐阜県)



【資料】H12~R3 は介護保険事業状況報告(年報)
R6以降は各保険者が推計した数値の積上げ(R6.3推計)
※各年度末現在、第2号被保険者を含む

【出典】第9期岐阜県高齢者安心計画(県高齢福祉課)

図表-6

認知症高齢者数の将来推計(岐阜県)

(単位:人、%)

	R2	R7	R12	R22	R32
65歳以上人口	602,366	606,215	606,883	624,345	596,118
各年齢の認知症有病率が一定の場合の認知症高齢者推計人数	100,596	112,150	122,591	129,240	125,781
高齢者の認知症有病率	16.7	18.5	20.2	20.7	21.1
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の認知症高齢者推計人数	105,415	121,243	136,549	153,589	160,952
高齢者の認知症有病率	17.5	20.0	22.5	24.6	27.0

資料：高齢者の認知症有病率は、平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」推計人数は、国立社会保障・人口問題研究所による岐阜県の将来推計人口（65歳以上）に高齢者の認知症有病率を乗じたもの

【出典】第9期岐阜県高齢者安心計画(県高齢福祉課)

図表-7

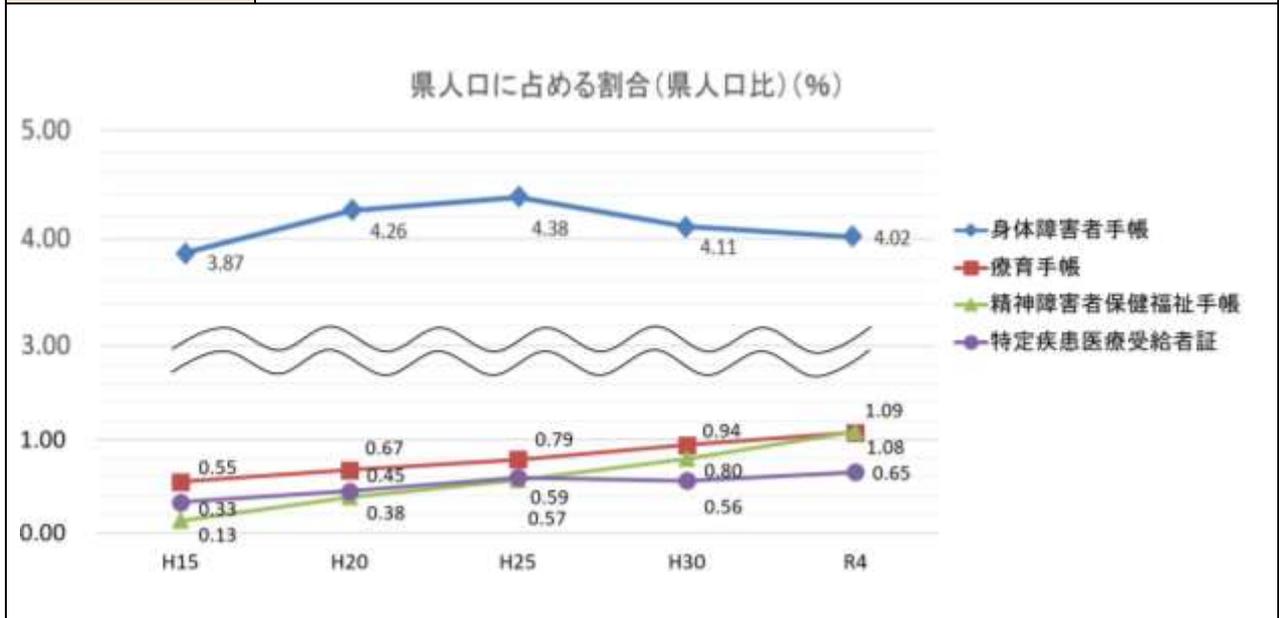
障害者手帳所持者数の推移(岐阜県)



【出典】第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(県障害福祉課)

図表-8

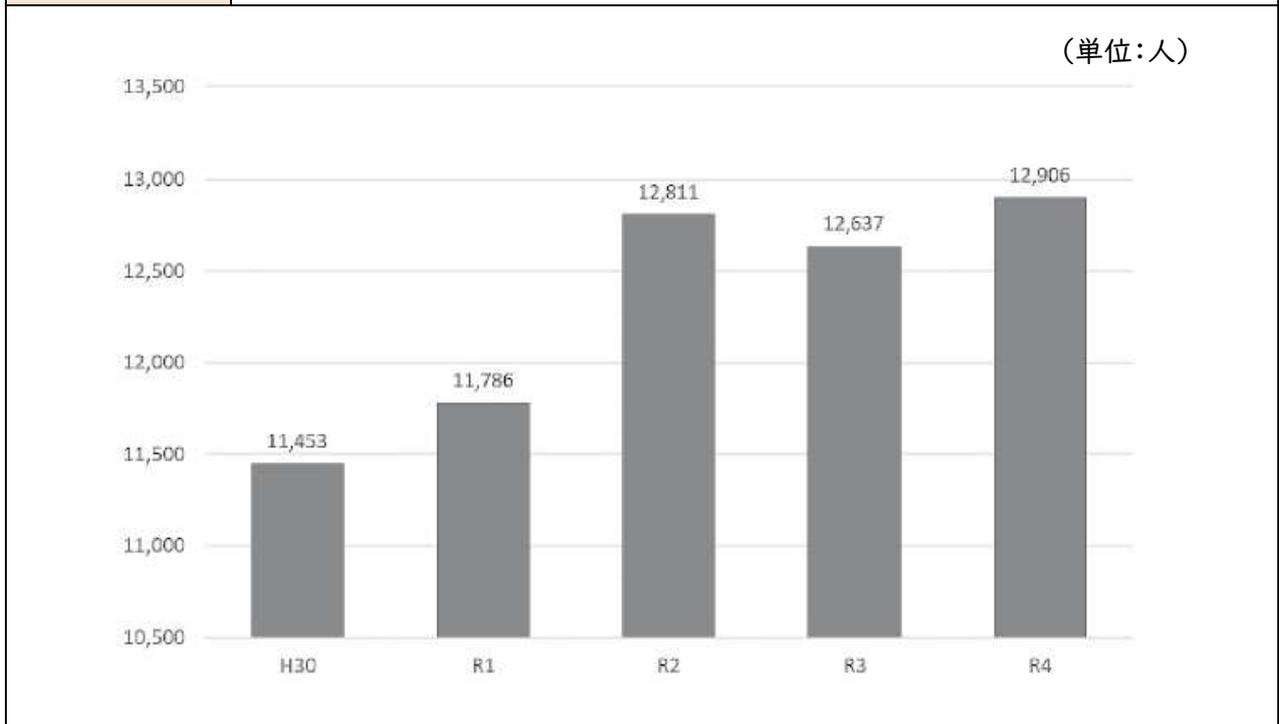
障害者手帳所持者の人口に占める割合(岐阜県)



【出典】第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(県障害福祉課)

図表-9

特定医療費(指定難病)受給者証交付者数(岐阜県)



【出典】第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(県障害福祉課)

図表-10 在宅療養支援診療所が受け持つ在宅療養患者の数(岐阜県)

(単位:人)

	平成26年		平成29年		令和2年	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
県	4,950	237.9	9,278	456.6	15,107	763.5
全国	443,273	346.2	553,580	435.6	758,494	601.3

※人口10万対は各年次以前の直近の国勢調査人口を用いて算出。

【出典】医療施設調査(厚生労働省)

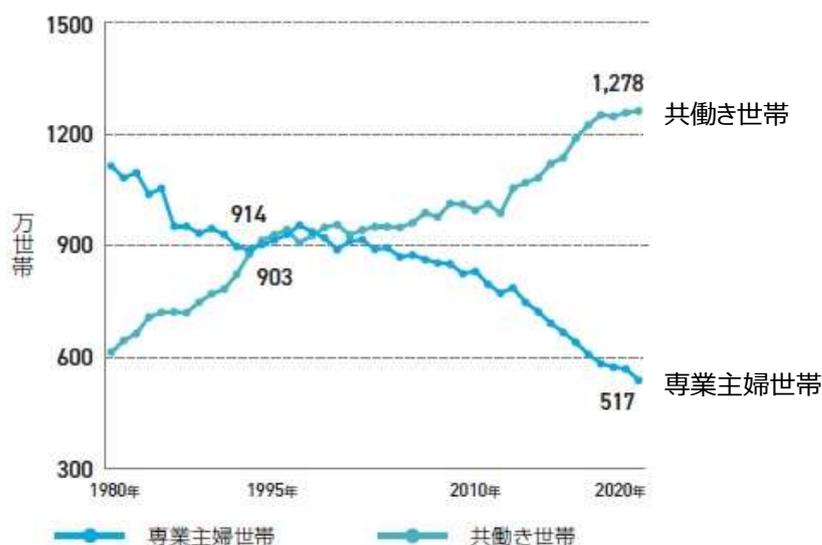
(3) 仕事との両立の必要性

生産年齢人口の減少や共働き世帯の増加などを背景に、仕事をしながら家族等のケアに従事する「ビジネスケアラー」(※2)の数は増加傾向にあり、令和12(2030)年には、全国で約318万人に上ると試算されています。

従業員の抱えるケアの問題は、本人のパフォーマンス低下や介護離職などにつながり、結果として企業活動の継続にも大きなリスクを生じさせるものであり、企業の協力を得ながら、仕事とケアを両立できる環境を整備することが必要となっています。

(※2)「介護をしている」有業者のうち、「仕事が主な者」をビジネスケアラーとして定義しています。

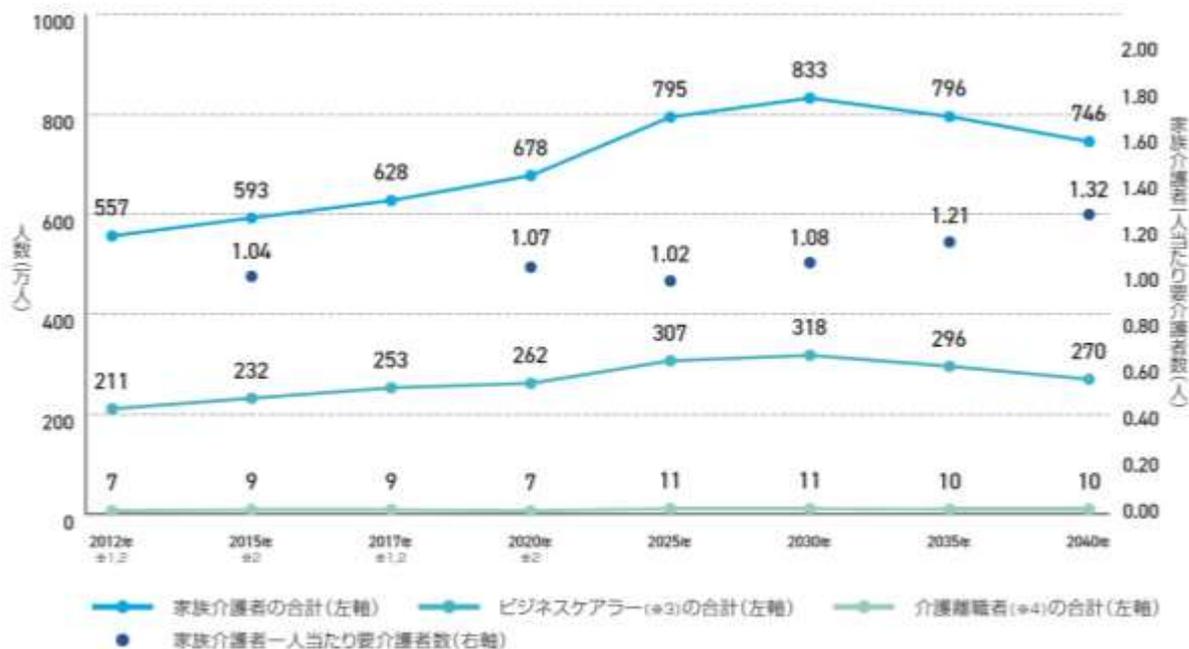
図表-11 就業人口世帯のタイプ別推移(全国)



【出典】仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン(経済産業省)

図表-12

ビジネスケアラーに関連する指標の推移(全国)



- ※1 2012年及び2017年の家族介護者・ビジネスケアラーの数は就業構造基本調査結果より
- ※2 2012～2020年の介護離職者数は雇用動向調査結果より
- ※3 就業構造基本調査における有業者のうち「仕事が主な者」をビジネスケアラーとして定義している。有業者全体(仕事は従な者を含む)まで広げた場合には、2030年時点で438万人と推計される。今後、女性の社会進出や高齢者の雇用促進等に伴い、数値は更に上振れする可能性もある。
- ※4 介護離職者数の将来推計は、厚生労働省「雇用動向調査(平成29年～令和3年)」を基に算出したものであり、将来的な施策効果等は加味していない。
- ※5 その他の推計値は、各調査における年齢階層別人数割合と将来推計人口の掛け合わせにより算出。

【出典】仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン(経済産業省)

2. ケアラーに関わる制度等の動向

(1) ケアラー支援条例の制定

県では、「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会」の実現を目指し、ケアラーを社会全体で支えていく必要があるとの認識の下、ケアラー支援に関する基本理念や県の責務、関係者の役割等を定めた条例を制定し、令和6年4月から施行しました。

他の地方公共団体においても、ケアラー支援に関する条例が制定されており、全国的に、ケアラーを社会全体で支えていくための取組が広がり始めています。

(ケアラー支援に関する条例を制定している他の都道府県)

都道府県	条例の名称	公布時期
埼玉県	埼玉県ケアラー支援条例	令和2年3月
茨城県	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	令和3年12月
北海道	北海道ケアラー支援条例	令和4年3月
栃木県	栃木県ケアラー支援条例	令和4年10月
鳥取県	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例	令和4年12月
長崎県	長崎県ケアラー支援条例	令和5年3月

■岐阜県ケアラー支援条例(令和6年条例第32号)

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーへの支援(以下「ケアラー支援」という。)に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラー支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えるように行われなければならない。

3 ケアラー支援は、ケアを受ける者及びその家族等に対する支援と一体的に行われなければならない。

4 ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーとしての時期が各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

(2) ヤングケアラー支援の法制化

ヤングケアラーについては、家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響があることが指摘されており、支援の一層の強化を目的に、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が改正され、国、地方公共団体等による支援の対象者として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」が位置付けられました。

■ 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）

※令和6年法律第47号による改正後

（基本理念）

第2条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一から六まで 略

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（関係機関等による支援）

第15条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 略

(3) 仕事と介護の両立支援制度の強化

仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま、介護離職に至ることを防止する必要があることから、両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備を行うことを目的として、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）が改正され、令和7年4月から、以下のとおり支援制度の強化が図られることとされています。

【主な強化の内容】

○次の措置を事業主に義務付け

- ・介護に直面した旨を申し出た労働者に対する両立支援制度等の個別周知・意向確認
- ・労働者が介護に直面する前の早い段階での両立支援制度等に関する情報提供
- ・研修の実施、相談窓口の設置等による両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備

○家族を介護する労働者に関し事業主が講じる措置（努力義務）の内容に、在宅勤務を追加

■育児・介護休業法（平成3年法律第76号）

※令和6年法律第42号による改正後（令和7年4月1日施行）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合等における措置等）

第二十一条 略

2 事業主は、労働者が当該事業主に対し、対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置（以下この条及び第二十二条第四項において「介護両立支援制度等」という。）その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、介護休業申出及び介護両立支援制度等の利用に係る申出（同項において「介護両立支援制度等申出」という。）に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

3 事業主は、労働者が、当該労働者が四十歳に達した日の属する年度その他の介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等の利用について労働者の理解と関心を深めるため介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるのに適切かつ効果的なものとして厚生労働省令で定める期間の始期に達したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、当該期間内に、当該事項を知らせなければならない。

4 略

■ 育児・介護休業法（平成3年法律第76号）

※令和6年法律第42号による改正後（令和7年4月1日施行）

（雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置）

第二十二條 略

2 事業主は、介護休業申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 その雇用する労働者に対する介護休業に係る研修の実施
- 二 介護休業に関する相談体制の整備
- 三 その他厚生労働省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置

3 略

4 事業主は、介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 その雇用する労働者に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置

（小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置）

第二十四條 略

2 略

3 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業若しくは介護休暇に関する制度又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるように努めなければならない。

4 前項に定めるもののほか、事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者で介護休業をしていないものに関して、労働者の申出に基づく在宅勤務等をさせることにより当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講ずるように努めなければならない。

3. 県内のケアラーの実態と課題

(1) 県内のケアラー数

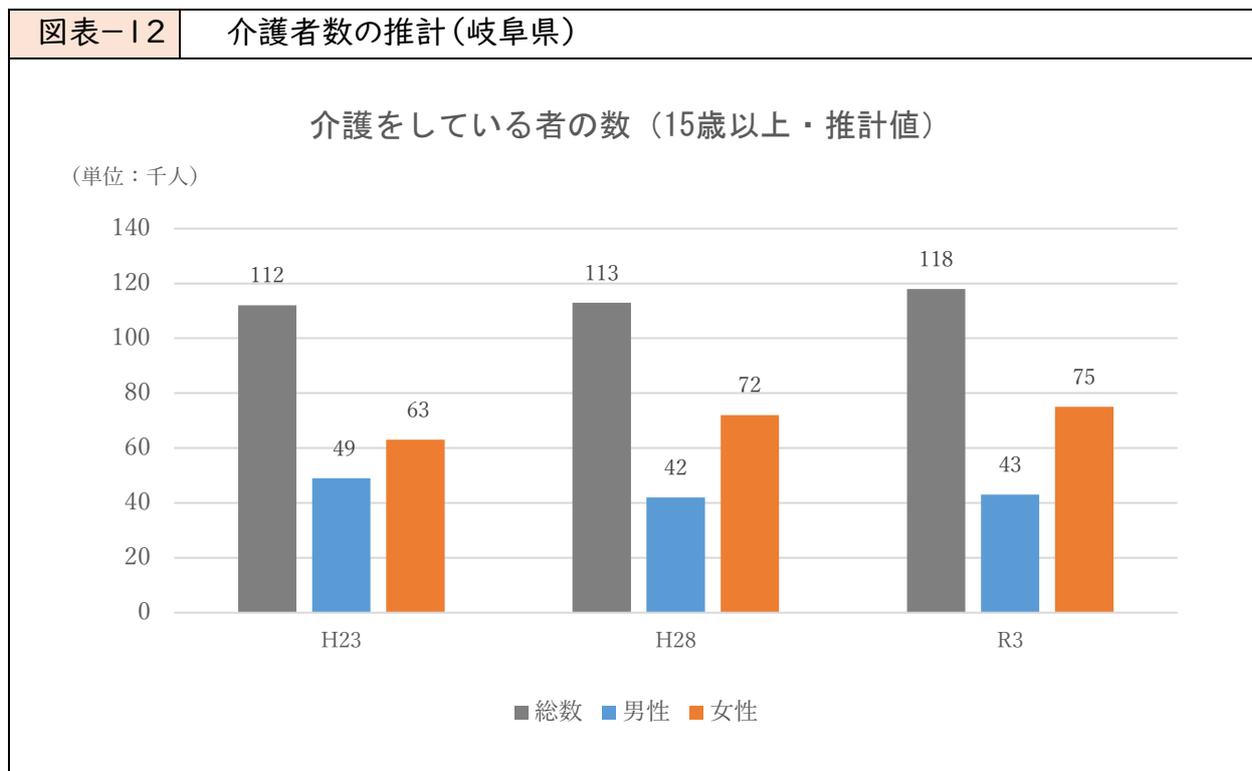
県内の15歳以上の方のうち、普段家族の介護(※3)をしている方の数は、令和3(2021)年時点で約11万8千人と推計されており、平成23(2011)年から増加傾向にあります。

介護をしている方のうち、女性が全体の6割超を占めており、年齢別では60歳代が約3割と最も多くなっています。

また、県内のビジネスケアラーの数は、約4万1千人と推計されており、その約9割が、介護休業等の制度を利用していない状況です。

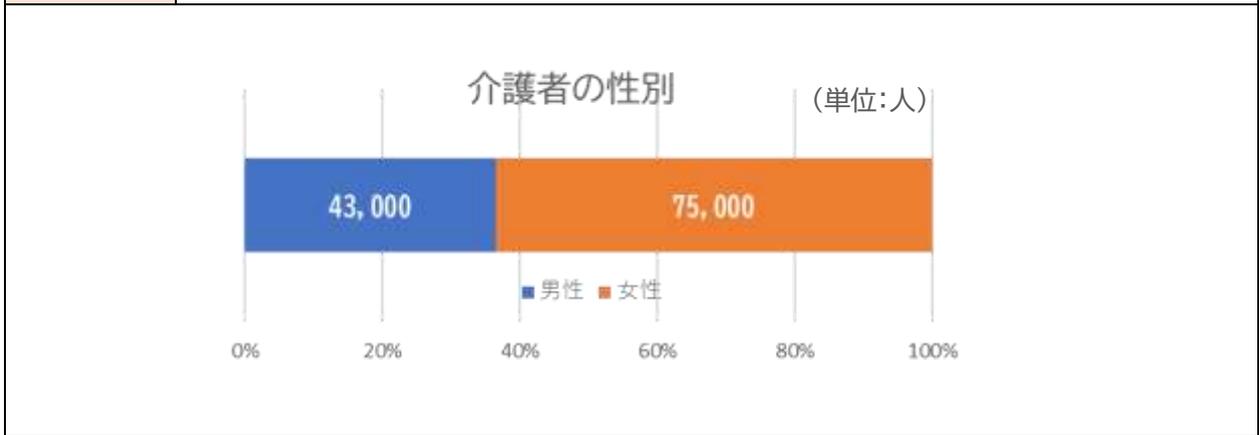
(※3)ここでいう介護とは、日常生活における入浴・トイレ・移動・食事等の際に何らかの手助けをすることや洗濯・掃除などの家事援助などを行うことをいい、おおむね1年間に30日以上介護をしていれば「普段介護をしている」としています。介護保険法における要介護認定を受けていない人や障害者総合支援法における障害支援区分の認定を受けていない人に対する介護も含まれますが、一時的に病気等で寝ている者の世話は除かれています。

図表-12 介護者数の推計(岐阜県)



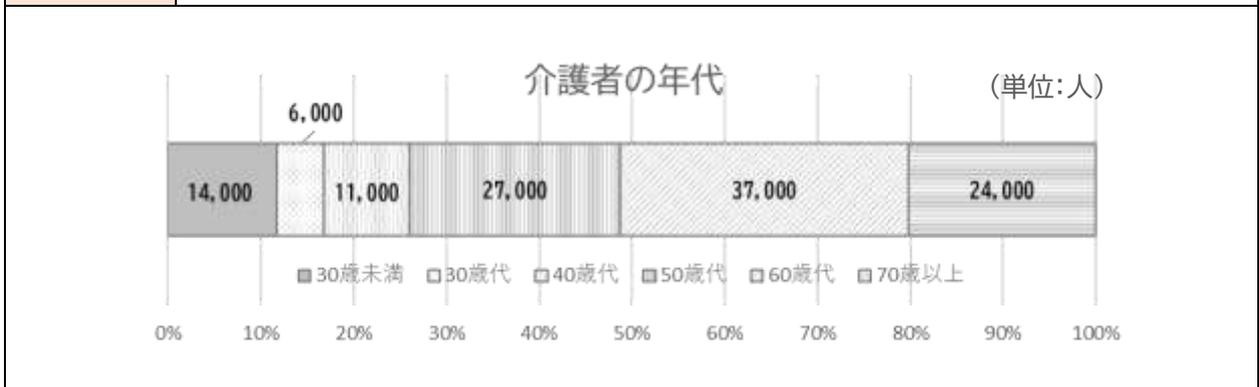
【出典】社会生活基本調査(総務省)

図表-13 介護者の性別(岐阜県)



【出典】令和3年社会生活基本調査(総務省)

図表-14 介護者の年代(岐阜県)



【出典】令和3年社会生活基本調査(総務省)

図表-15 ビジネスケアラー数の推計(岐阜県)

	有業者 (仕事が主な者)	(うち男性)	(うち女性)
総数	860,000	549,100	310,900
介護をしている	41,100	23,200	17,900
(うち、介護休業等制度の利用あり)	3,700	1,800	1,900
(うち、介護休業等制度の利用なし)	36,800	21,000	15,900
介護をしていない	804,400	516,200	288,200

※統計表の数値は、総数に分類不能又は不詳の数値を含むため、また、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

【出典】令和4年就業構造基本調査(総務省)

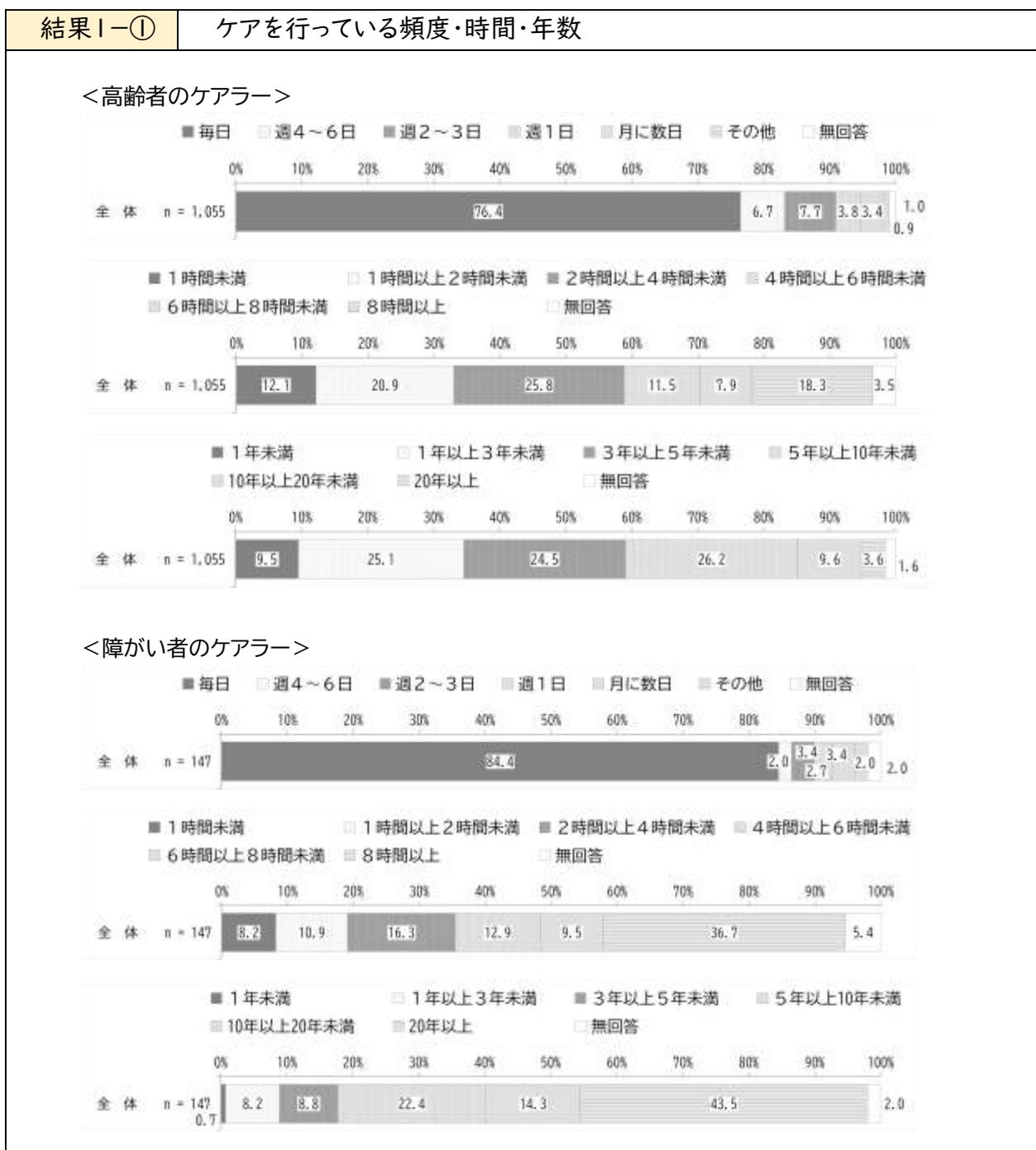
(2) ケアラー実態調査結果(抜粋)

県内のケアラーの実態を把握するため、関係機関を通じ、高齢者や障がい者をケアするケアラーに対してアンケート調査を実施しました。以下に調査結果の一部を掲載します。

①ケアを行っている頻度・時間・年数

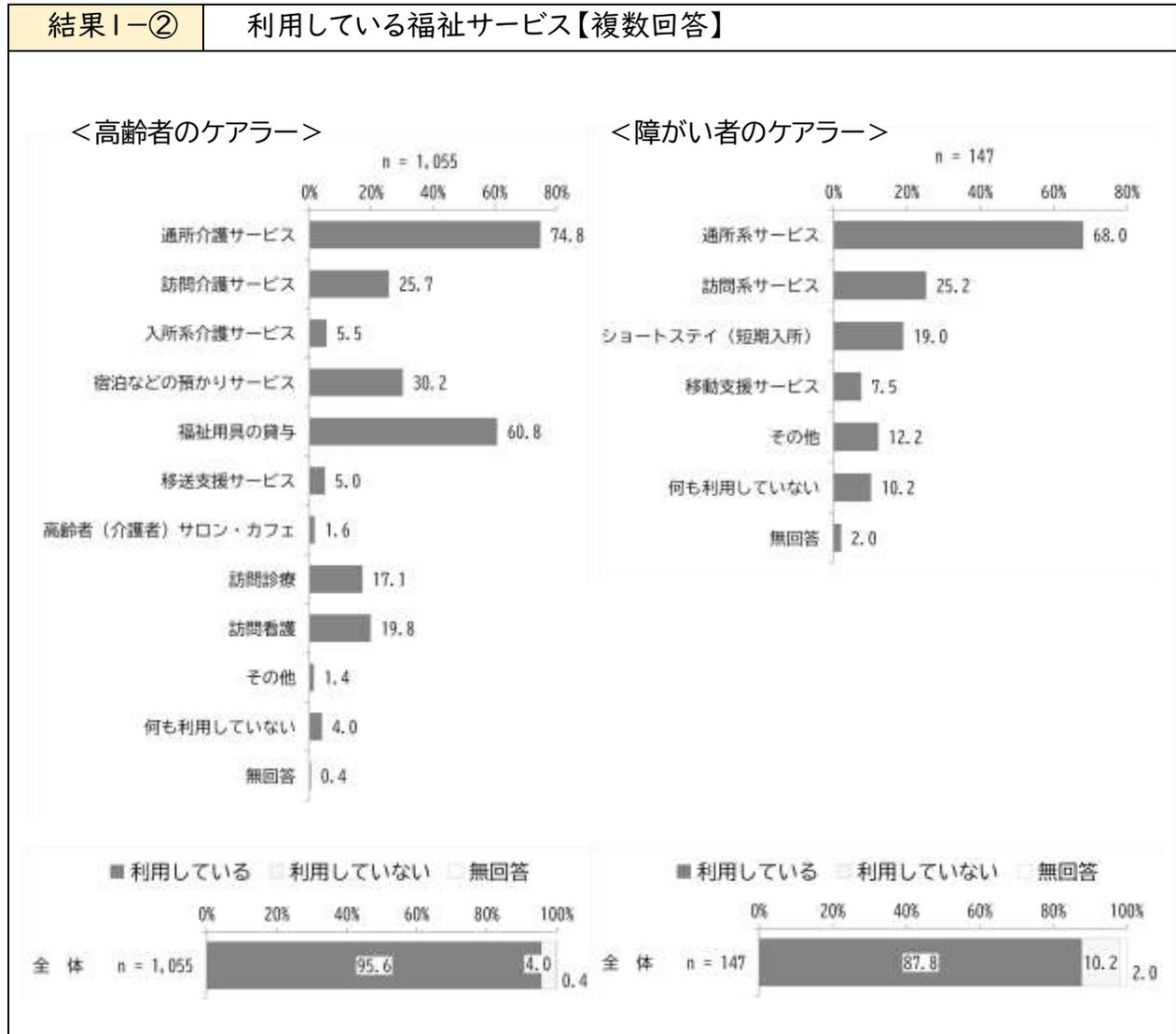
高齢者をケアしているケアラー(以下「高齢者のケアラー」という。)については、7割以上の方が「毎日」ケアを行っており、1日に8時間以上のケアを行っていると回答した方も約2割に上ります。

また、障がい者のケアをしているケアラー(以下「障がい者のケアラー」という。)についても、8割以上の方が「毎日」ケアを行っており、3割以上の方が、1日に8時間以上のケアを行っていると回答しています。



②利用している福祉サービス

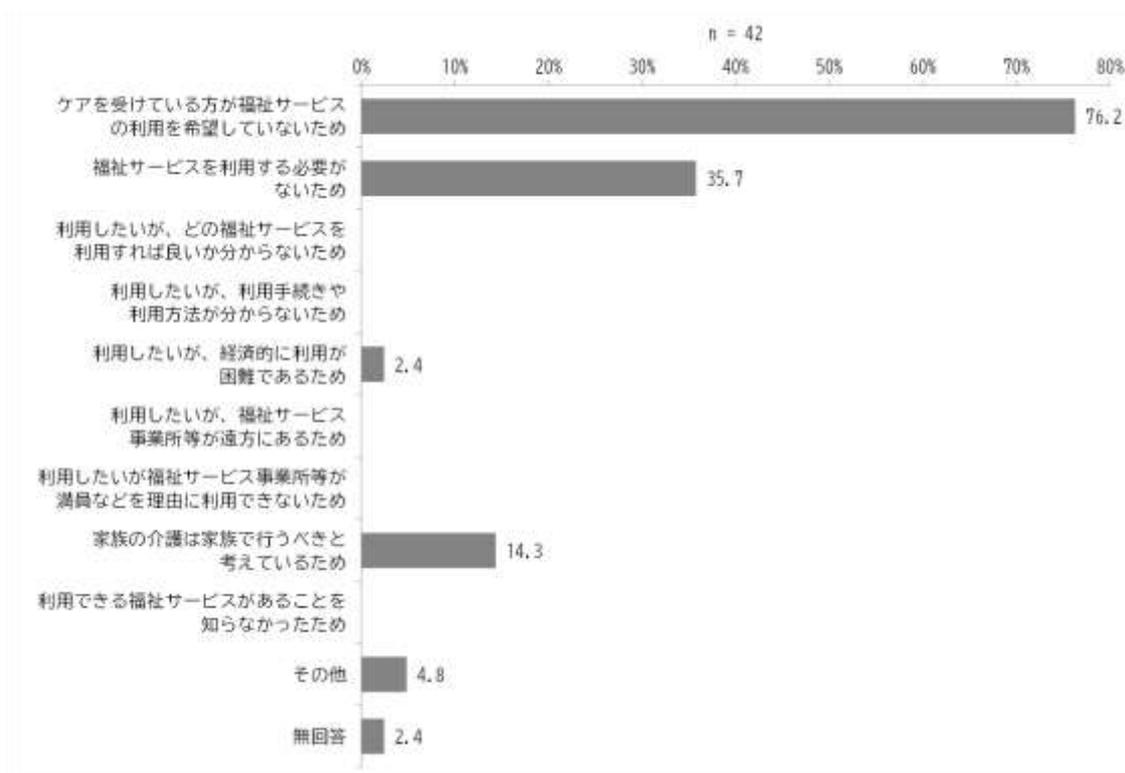
- 高齢者とそのケアラーが利用している福祉サービスは、「通所介護サービス」、「福祉用具の貸与」が多い一方で、「何も利用していない」方も存在しています。
障がい者とそのケアラーについては、「通所系サービス」の利用が多くなっていますが、約1割の方が、「何も利用していない」と回答しています。



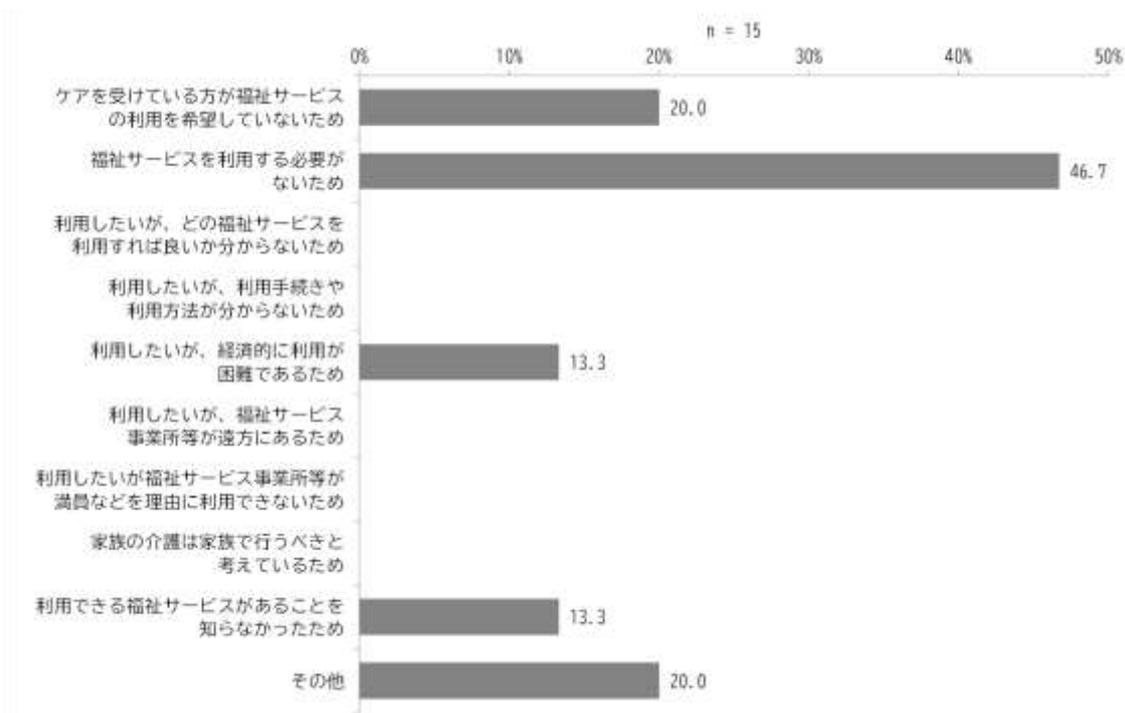
③福祉サービスを利用していない理由

福祉サービスを利用していない理由としては、「ケアを受けている方が福祉サービスの利用を希望していないため」、「福祉サービスを利用する必要がないため」が多くなっていますが、「家族の介護は家族で行うべきと考えているため」、「利用できる福祉サービスがあることを知らなかったため」といったことも理由として挙げられています。

<高齢者のケアラー>



<障がい者のケアラー>



④ケアによる就労状況の変化

高齢者のケアラー、障がい者のケアラーともに、約1割の方が、ケアを理由に退職（離職・失業した）と回答しています。

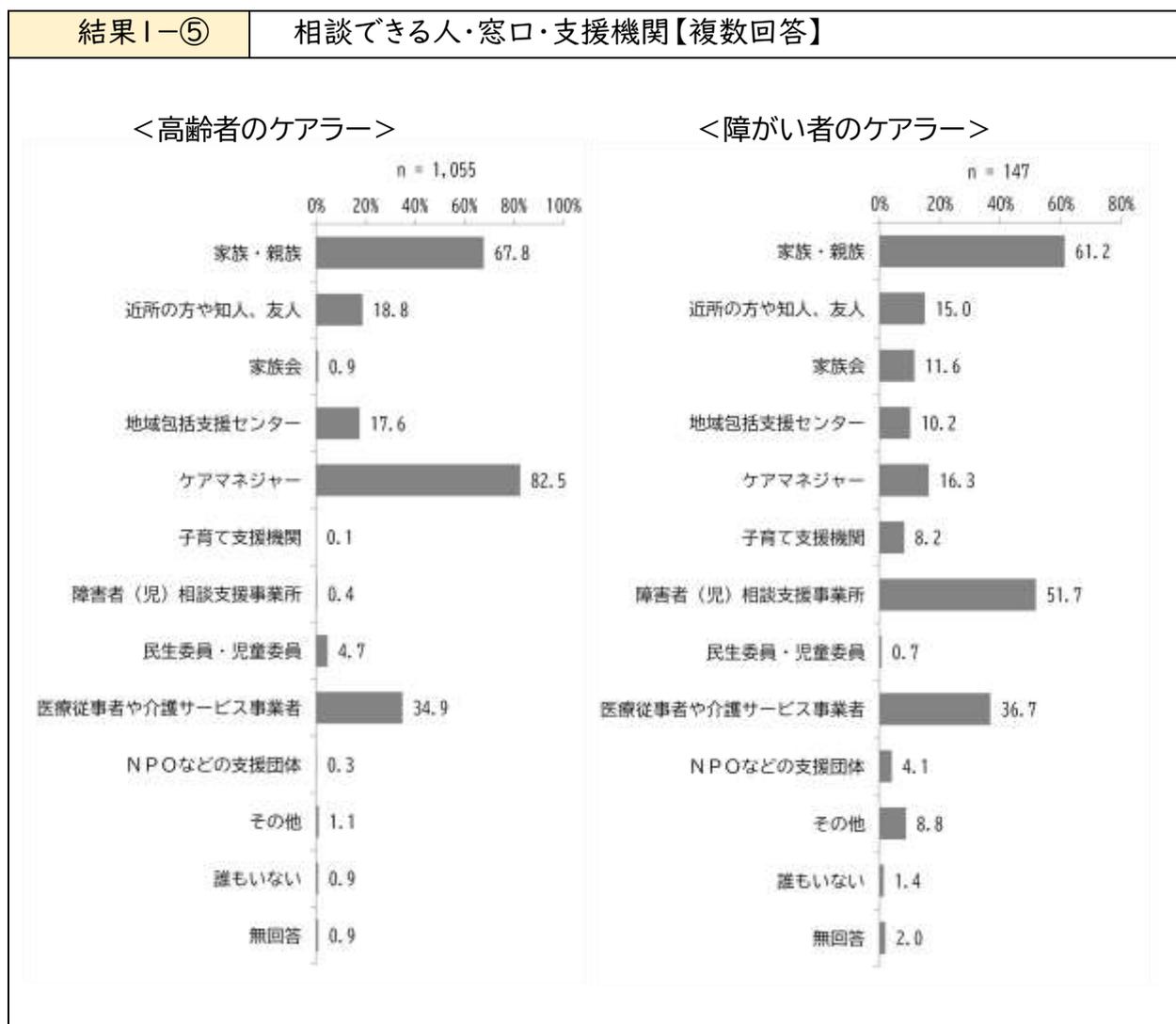


⑤相談できる人・窓口・支援機関

高齢者のケアラー、障がい者のケアラーともに、6割を超える方が「家族・親族」を相談できる相手として挙げています。

また、「家族・親族」以外の相談先としては、高齢者のケアラーでは「ケアマネジャー」が、障がい者のケアラーでは「障害者(児)相談支援事業所」が多くなっています。

一方で、少数ではありますが、相談できる相手が「誰もいない」と回答した方も存在している状況です。

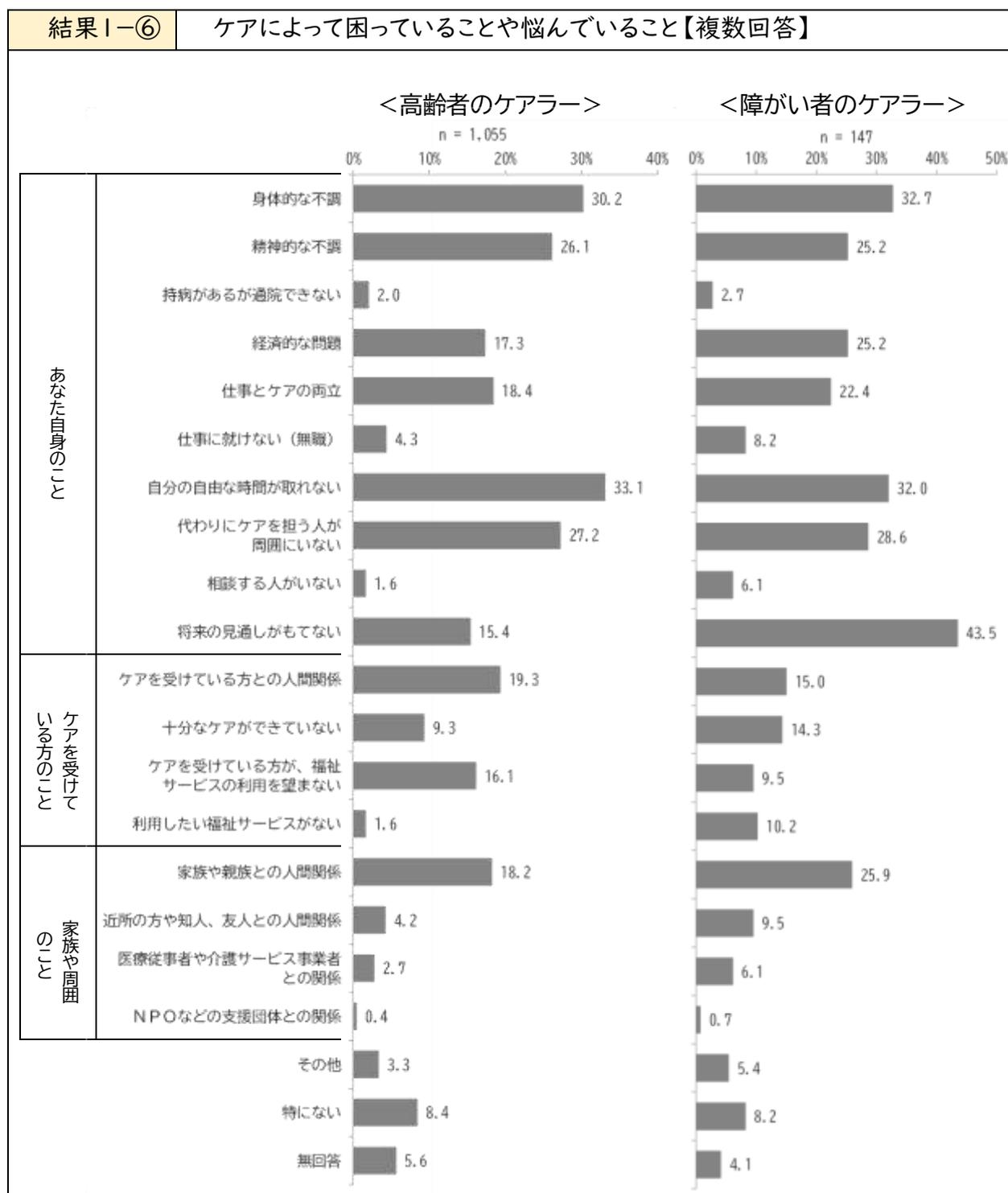


⑥ケアによって困っていることや悩んでいること

高齢者のケアラー、障がい者のケアラーともに、3割超の方が、悩みや困りごととして「自分の自由な時間が取れない」ことを挙げているほか、「身体的な不調」や「精神的な不調」を抱えている方も多くなっています。

また、障がい者ケアラーについては、「将来の見通しがもてない」が4割超と最も多くなっています。

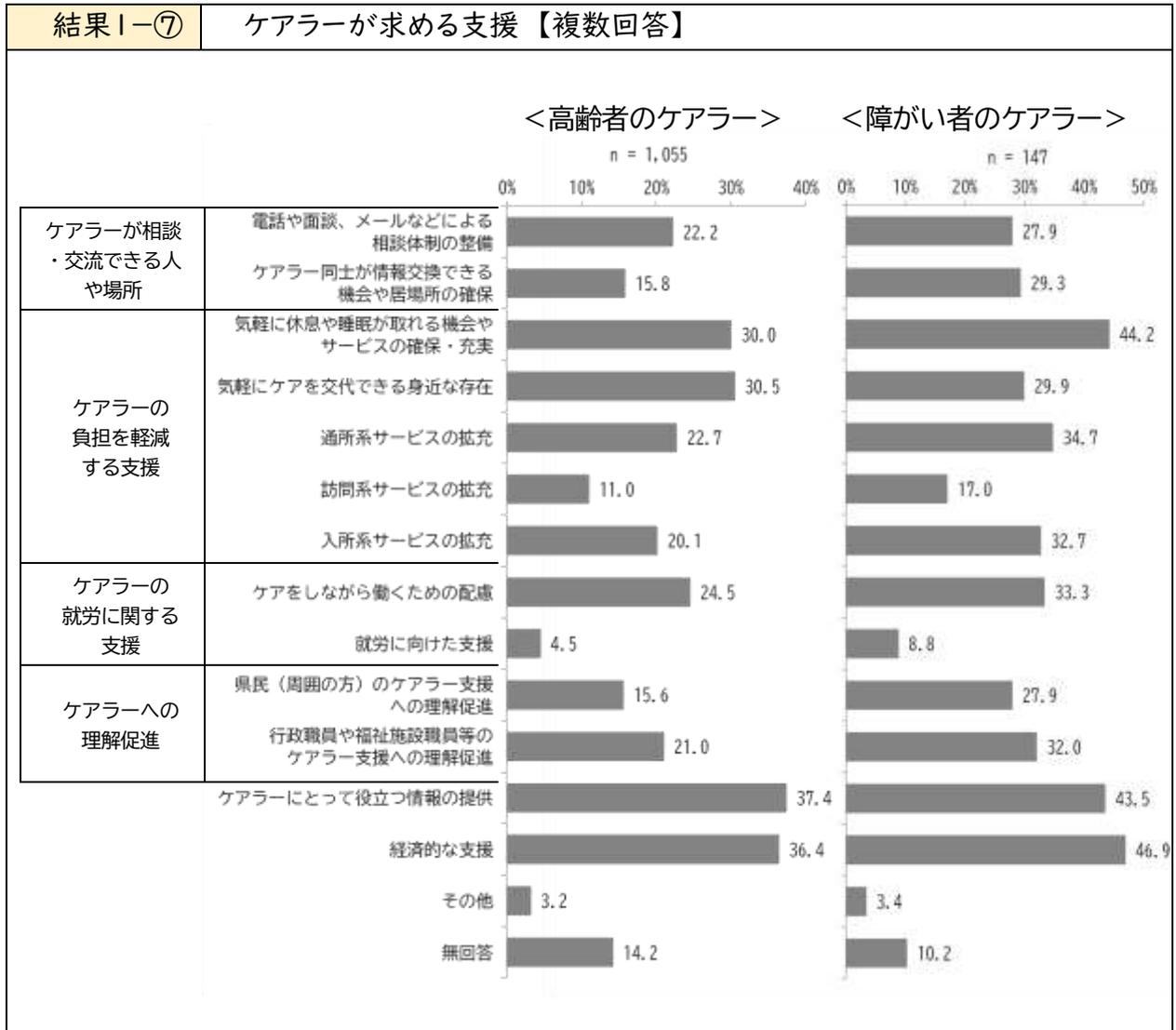
加えて、3割弱の方が「代わりにケアを担う人が周囲にいない」と回答しており、ケアの負担を一人で抱えている状況です。



⑦ケアラーが求める支援

各種福祉サービスの拡充による負担の軽減や経済的な支援に加え、「役立つ情報の提供」を挙げた方が多くなっています。

また、2割程度の方が、「相談体制の整備」や「ケアラー同士が情報交換できる機会や居場所の確保」を求めているほか、「ケアをしながら働くための配慮」や県民、関係機関職員等の「ケアラー支援への理解促進」も必要とされています。



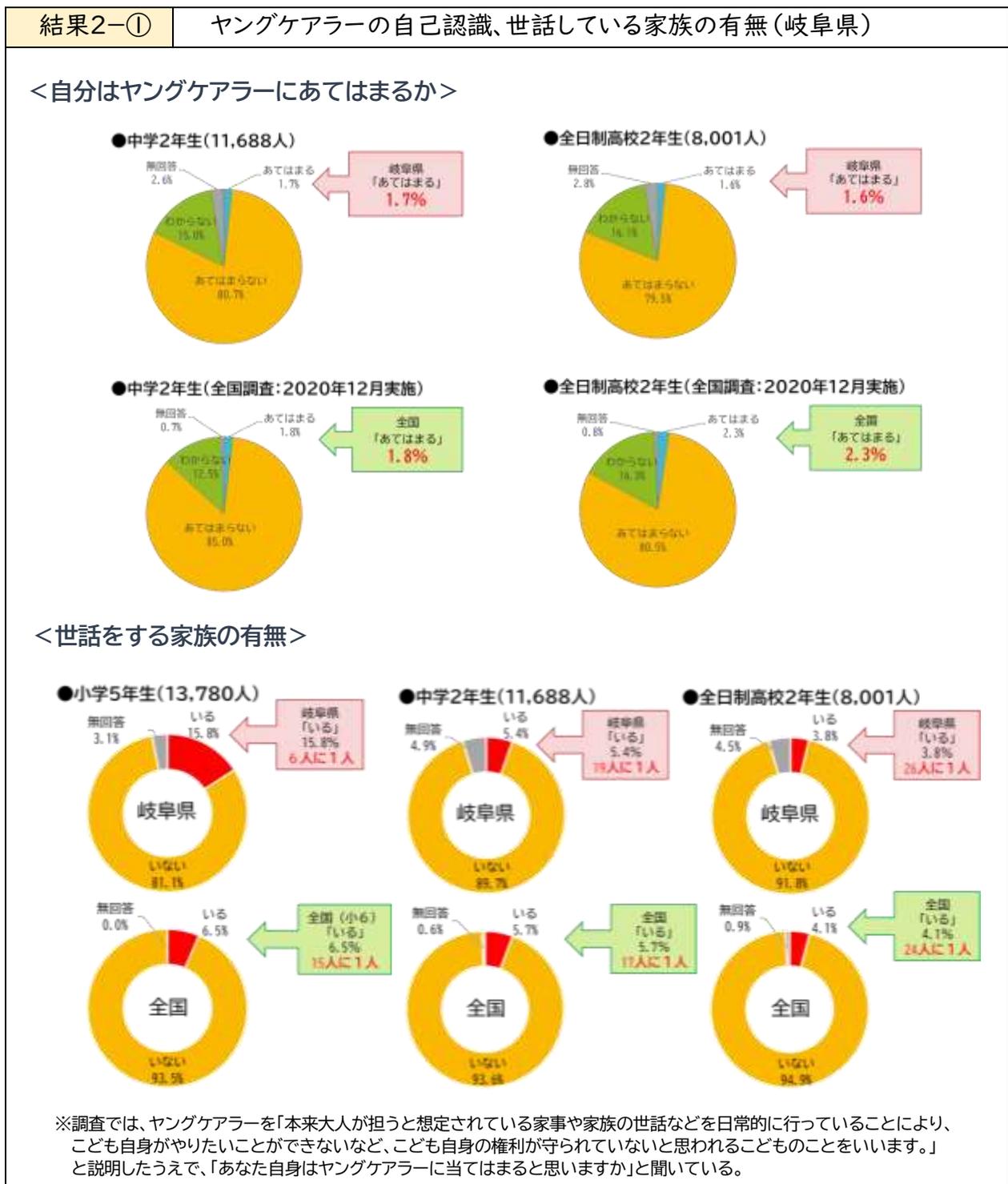
(3) ヤングケアラー実態調査結果(抜粋)

ヤングケアラーへの支援を推進に当たり、県内のこどもの状況等を把握するため、令和4年度に県内の小学5年生、中学2年生、高校2年生等を対象として実態調査を実施しました。以下に調査結果の一部を掲載します。

①ヤングケアラーの自己認識、世話をしている家族の有無

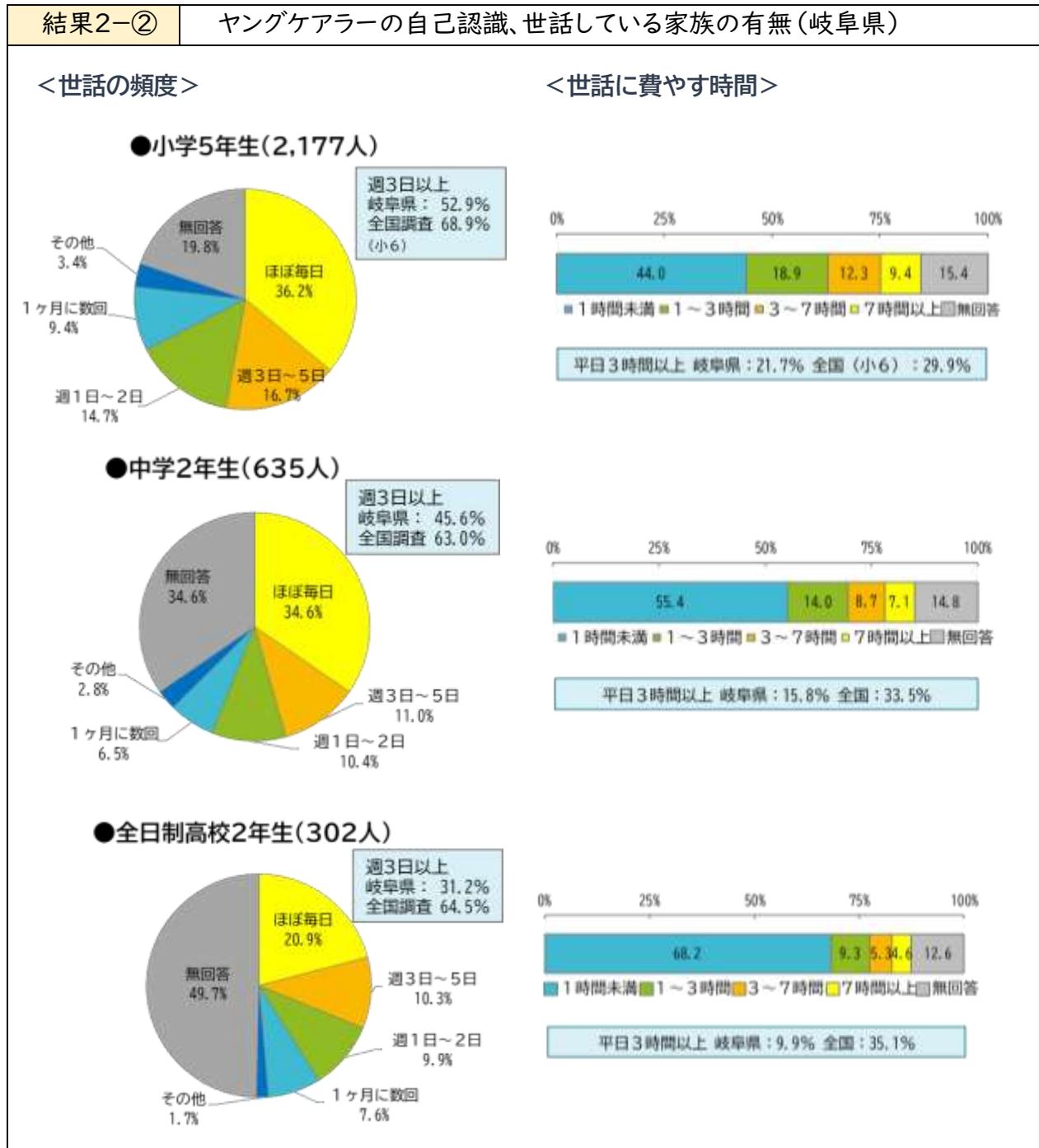
2%程度のこどもが、自分が「ヤングケアラーにあてはまる」と回答しています。

また、小学5年生の15.8% 中学2年生の5.4% 全日制高校2年生の3.8%が「世話をしている家族がいる」と回答しており、小学生は全国調査に比べて高い割合となっています。



②世話の頻度、時間

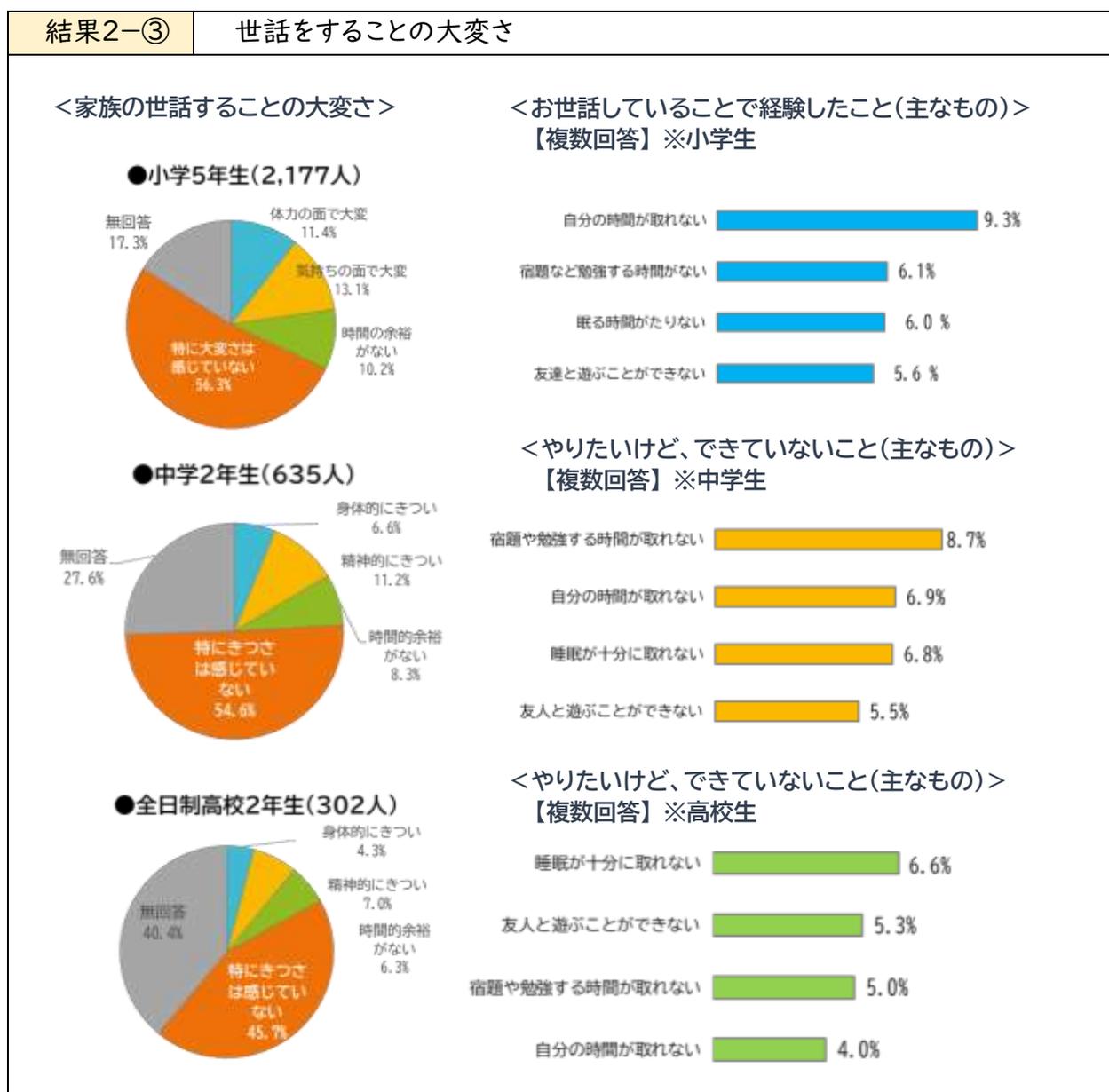
家族の世話をすることの3割から5割が「週3日以上」家族の世話をしており、世話をすることの1割から2割が、平日1日あたり「3時間以上」家族の世話をしています。



③世話をすることの大変さ

家族の世話をすることのうち、2割から3割が「身体的、精神的にきつい」「時間の余裕がない」と感じている状況です。

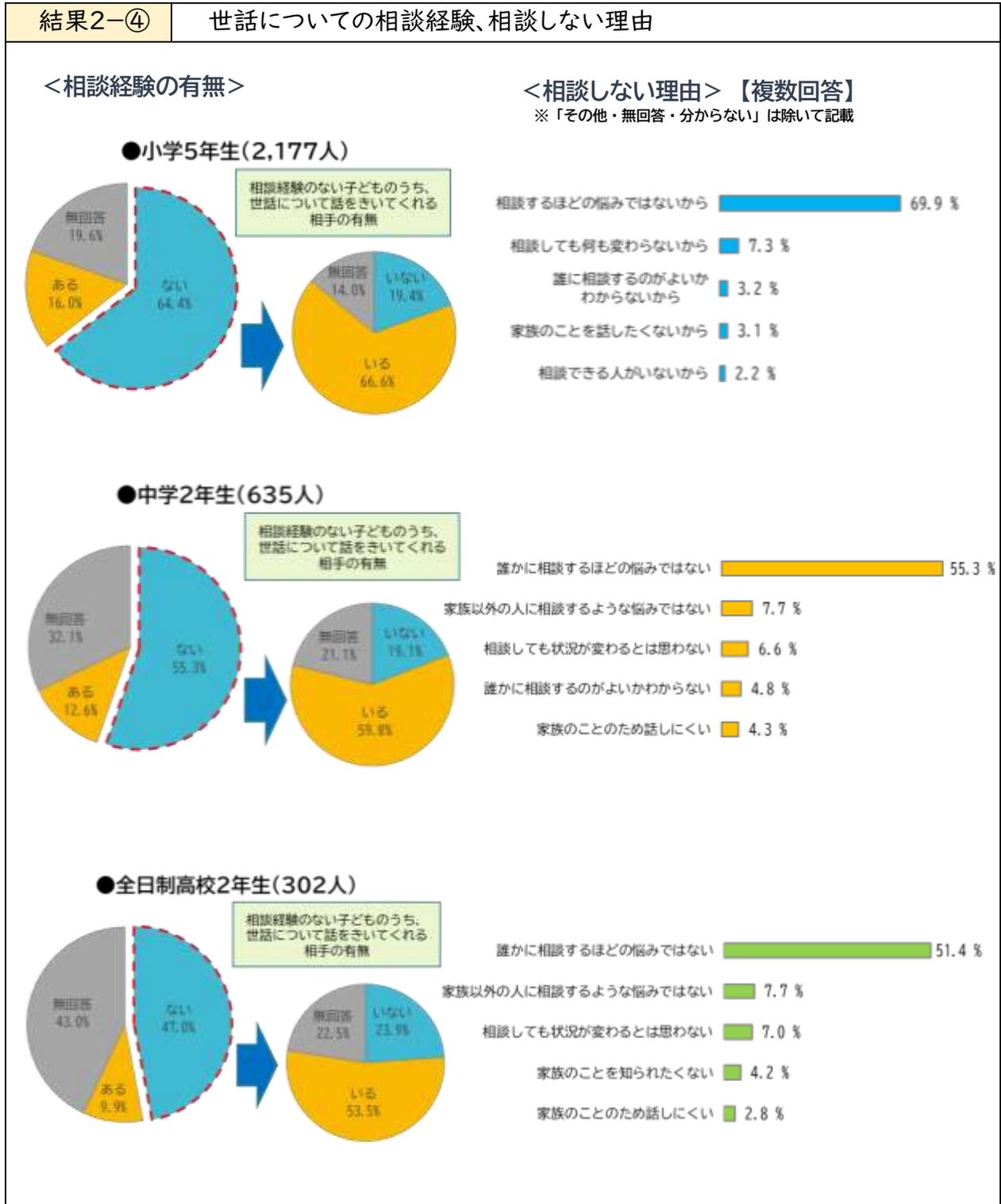
また、家族を世話することにより「自分の時間・勉強時間が取れない」、「睡眠が十分に取れない」など、生活に支障が生じていることも存在します。



④世話についての相談経験、相談しない理由

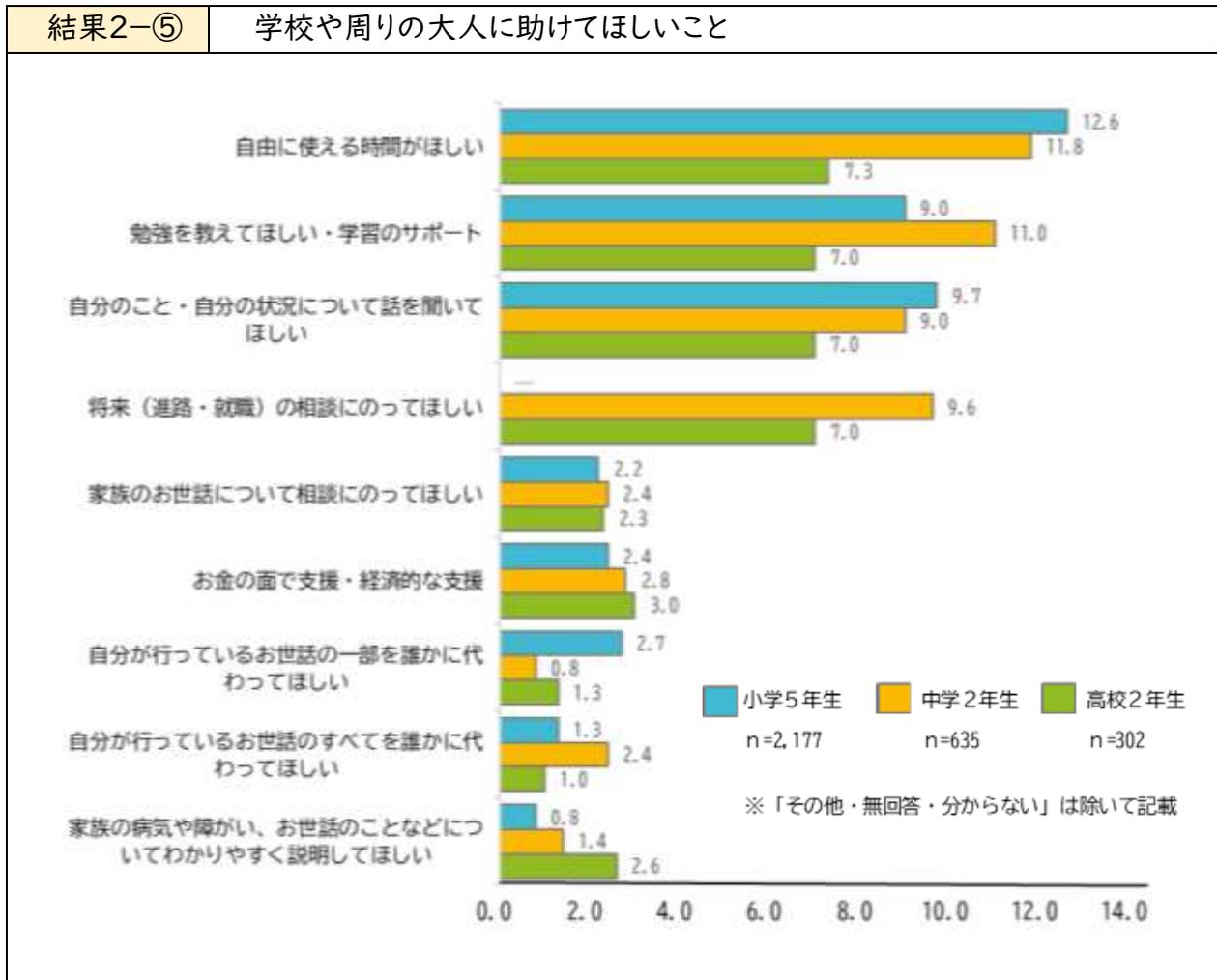
世話をするこどもの4割から6割が相談したことがないと回答しています。

悩みを抱えているが相談しない理由としては、「相談するほどの悩みではないから」が最も多くなっていますが、「相談しても状況は変わらない」、「誰に相談するのがよいかわからない」、「家族のこのため話しにくい」と回答したこどももいます。



⑤学校や周りの大人に助けてほしいこと

世話をすることも「自分の時間がほしい」「勉強を教えてほしい」「話を聞いてほしい」「将来の相談にのってほしい」といったニーズを抱えています。



(4) ケアラーの支援に向けた現状と課題

①現状：過度な負担を抱えながら、孤立しているケアラーの存在

実態調査の結果から、多くのケアラーが、ケアに伴う過度な負担によって、身体的・精神的な不調を抱え、自分の時間がとれないことに悩んでいることが明らかとなっています。

特に、一部のケアラーは、相談相手や代わりにケアを担う方がいない状況で、ケアの負担を一人で抱え込んでいる状況であり、ケアを理由に離職を余儀なくされる方も存在しています。

②課題：ケアラーを孤立させず、社会全体で支える仕組みの構築

(ケアラーに対する理解の促進)

福祉サービスを利用していないケアラーの中には、「家族の介護は家族で行うべきと考えている」方も存在しており、こうした考え方により、生活に支障を抱えながら一人でケアによる負担を抱え込むといったことのないよう、ケアラーを社会全体で支えていく機運を醸成していく必要があります。

そのためには、ケアラー自身に、周囲に支援を求めることは悪いことではないと認識してもらうとともに、県民や事業者といったケアラーの周囲の方に、ケアラー支援の必要性について正しく理解してもらうことが重要です。

(ケアラーの声を受け止める体制の整備)

支援を求めるケアラーの声を確実に拾い上げるためには、市町村を中心としてケアラーの相談を受け止めるための体制を整備するとともに、相談窓口等の情報を分かりやすく周知することが必要です。

また、同じ境遇にあるケアラー同士が交流する機会を確保することで、相談窓口以外の場でもケアラーが悩みを相談することのできる環境を整えることも重要です。

(適切な支援・サービス・居場所へのつなぎ)

ケアラーの負担を軽減するためには、各種公的支援制度や福祉サービス、ケアラーが参加できる居場所などを活用することが有効であり、ケアラーを適切な支援等につないでいくことが必要となります。

加えて、関係機関において、支援を要するケアラーを把握し、その意向を踏まえて、支援等の情報提供や適切な支援機関への取次ぎを行うことも重要です。

第3章 計画の基本方針と施策体系

1. 基本方針

ケアラーの抱える課題に応じて、必要な支援・サービス・居場所につなげる

条例の目的である「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことのできる社会の実現」に向け、社会全体でケアラーとケアを受けている方を支えていく必要があります。

一方で、本人やその家族にケアラーの自覚がないこと、本人がケアラーであることを隠そうとすることなどから、ケアラーの抱える課題は潜在化しやすくなっており、身体的・精神的・経済的負担を抱えながら、必要な支援・サービスを受けられていないケアラーや、社会的に孤立しているケアラーも存在しています。

こうした状況を踏まえ、ケアラーの生活や人生に着目した施策を展開することで、ケアラー自身が支援を求める声を上げやすく、周囲が支援を要するケアラーに声をかけやすい環境を整備し、ケアラーを社会的に孤立させることなく、その抱える課題に応じた必要な支援・サービス・居場所につなげていくことを基本方針として設定します。

なお、ケアラーへの支援は、ケアを受ける方等への支援と一体的に行う必要があります。施策の推進に当たっては、ケアを受ける方の状況、心情等にも配慮しながら取組を進めます。

また、この基本方針は、平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)とも関連するものであり、計画の推進に当たっては、SDGsの趣旨も踏まえることとします。

(主に関連する SDGsのゴール)



2. 施策体系

基本方針の下、条例に定める県の基本的施策を踏まえ、以下の3つを計画の基本施策（施策の柱）として取組を進めます。

条例に定める基本的施策	基本施策・施策項目
広報及び啓発 (条例第11条)	1. 広報・啓発 (1) ケアラーに対する広報・啓発 (2) 県民・事業者(雇用主)に対する啓発
相談・交流のための 環境整備 (条例第12条)	2. 相談・交流のための環境整備 (1) 相談支援体制の構築 (2) ケアラー同士の交流の機会の確保
人材育成 (条例第13条)	3. 人材育成 (1) 市町村の職員等に対する研修の実施 (2) 関係機関職員に対する研修の実施

なお、ケアラーへの支援は、ケアを受ける方に対する支援と一体で行う必要があることから、各種福祉サービスの充実を含めた各分野（高齢、障がい、子ども等）の施策については、関連計画に基づき推進することを基本とし、本計画では、ケアラー支援のために各分野で共通して取り組むべき施策や、特に関連が深い取組について記載することとします。

第4章 施策の展開

1. 広報・啓発

(1) ケアラーに対する広報・啓発

【これまでの主な取組】

- ケアラーとケアを受ける方が、抱えるニーズに応じて適切なサービスを選択・利用できるよう、分野ごとに各種支援制度や福祉サービスに関する情報を広く提供してきました。

【取組の方向性】

- ケアラーの方々が、自らの置かれている状況について正しく理解した上で、必要に応じて適切な支援を求めることができるよう、ケアラーに対する広報・啓発を行います。

【今後の主な取組】

- ケアラーが自身の悩みや負担に気づき、適切に支援を求めることができるよう、ケアラーの世代や属性に応じて、チラシやSNSなど様々な媒体を活用した啓発を行います。
【地域福祉課】
- 県HPへの掲載等により、相談窓口や支援・サービスの情報など、ケアラーにとって役立つ情報を広く周知します。
【地域福祉課】
- 11月11日が「介護の日」であることを踏まえ、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」として位置づけ、集中的な広報・啓発活動を展開します。
【地域福祉課】
- ヤングケアラーに対しては、学校等を通じて相談窓口や当事者同士が交流できる場の情報を周知します。
【子ども家庭課】

◆関連する主な取組

	取組の概要	担当課
高齢	介護サービス事業者から、提供するサービスの内容などの情報を収集し、「介護サービス情報公表システム」上で公表することにより、利用者が介護サービスや事業所・施設を適切に選択するための情報を提供します。	高齢福祉課
障がい	障害福祉サービス事業者等から、提供するサービスの内容などの情報を収集し、「障害福祉サービス等情報公表システム」上で公表することにより、利用者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択するための情報を提供します。	障害福祉課

(2) 県民・事業者(雇用主)に対する啓発

【これまでの主な取組】

- 認知症や障がいなどに関し、その特性や必要な配慮を正しく理解してもらうため、県民に対する啓発活動を実施してきました。
- 従業員の仕事と家庭(介護等)の両立支援などで特に優れた取組を行う企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定し、家族の介護を担う従業員が働きやすい職場環境づくりを進めてきました。

【取組の方向性】

- ケアラーの存在やケアラーを社会全体で支える必要性についての理解を深めてもらうため、県民や事業者に対する啓発を行います。

【今後の主な取組】

- ケアラーの存在や支援の必要性について、チラシやSNSなど様々な媒体を活用した県民向けの啓発を行います。 【地域福祉課】
- 令和7年4月施行の改正育児・介護休業法の内容を踏まえ、事業者向けに、ケアラー支援の必要性についての啓発を実施します。 【地域福祉課】
- 11月11日が「介護の日」であることを踏まえ、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」として位置づけ、集中的な広報・啓発活動を展開します。(再掲) 【地域福祉課】

◆関連する主な取組

	取組の概要	担当課
高齢	県内の認知症当事者を「岐阜県認知症希望大使」に任命し、講演会等の普及啓発に取り組みます。	高齢福祉課
	認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域において、できる範囲で認知症の人やその家族の手助けを行う「認知症サポーター」を養成します。	高齢福祉課
障がい	障がいや障がい者に対する理解を促進し、障がい者への差別の解消を推進するための取組を行います。	障害福祉課
	周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせ、周囲の思いやりのある行動を促す「ヘルプマーク」の普及啓発を推進します。	障害福祉課
	医療・福祉関係者や県民が、障がい児者支援について考えるための連続講座を開催します。	医療福祉連携推進課
	発達障がいに関する正しい理解の普及に向け、関係団体と連携した啓発活動や、県民・企業向けの発達障がいサポーター養成講座、出前講座等を実施します。	障害福祉課

	取組の概要	担当課
労働	「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」の認定拡大を通じ、家族の介護を担う従業員が働きやすい職場環境づくりを進めます。	男女共同参画・女性の活躍推進課

2. 相談・交流のための環境整備

(1) 相談支援体制の構築

【これまでの主な取組】

- 各市町村において、世代や属性に関わらず、包括的に相談を受け止める「断らない相談支援」が提供されるよう、市町村の体制整備を支援してきました。
- ケアラーの負担軽減のため、一時的にケアを代行する「レスパイトケア」等の実施を推進してきました。

【取組の方向性】

- 市町村、関係機関等との連携により、ケアラーの相談を受け止め、適切な支援・サービスにつなぐための体制を整備します。
- 各分野において、レスパイトケアをはじめ、ケアラーの負担軽減につながる支援・サービスの提供を推進します。

【今後の主な取組】

- 市町村において、多様なケアラーの悩みや困りごとを包括的に受け止め、支援につなげるための体制が整備されるよう、助言や先進事例の提供などの支援を行います。
【地域福祉課】
- ケアラーに身近な市町村の相談窓口を中心に、ケアラーが相談できる窓口を明確化するとともに、相談窓口や利用できる支援・サービスの情報を市町村、関係機関及び支援団体の間で共有することで、ケアラーを適切な支援・サービスにつなぐための連携体制を構築します。
【地域福祉課】
- ヤングケアラーやその保護者、支援者等が、抱える悩みなどについて気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談窓口を設置します。
【子ども家庭課】
- ヤングケアラーを適切な支援につなげるため、市町村や関係機関からの相談に対し、助言を行う「ヤングケアラーコーディネーター」を配置します。
【子ども家庭課】

◆関連する主な取組

	取組の概要	担当課
全般	高齢、障がい、子育て等の各分野の壁を越え、断らない相談支援、社会参加への支援、地域づくりなどを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を実施する市町村に対し、円滑な事業実施に向けた支援を行います。	地域福祉課

	取組の概要	担当課
全般	市町村、社会福祉協議会、NPO法人等が加入する「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を活用し、加入団体間の連携・協働を図ることにより、孤独・孤立の状態にある方への支援を推進します。	地域福祉課
高齢	介護実習・普及センターにおいて、家族介護者向けの講座を開催するとともに、福祉用具の展示相談体制を整備します。	高齢福祉課
	認知症疾患医療センターにおいて、認知症の人や家族に対する相談支援等を行います。	医療福祉連携推進課
	若年性認知症に特化したコーディネーターを配置し、相談対応、就労支援、受診支援、家族支援等を実施します。	高齢福祉課
障がい	障がい者やそのケアラーからの相談に、同じ障がいのある相談員（ピアカウンセラー）が中心となって応じる窓口を設置します。	障害福祉課
	岐阜県障がい者差別解消支援センターを設置し、ケアを受ける方やケアラーの方からの障がい者差別に関する相談に対応するほか、障がい者差別解消の普及啓発等を行います。	障害福祉課
	緊急時や将来を見据えた相談支援体制として、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの充実強化を図るため、市町村に特別アドバイザー等を派遣し、地域の体制づくりを支援します。	障害福祉課
	障がい者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、市町村による地域生活支援事業の実施を支援します。	障害福祉課
	県保健所において、在宅の精神障がい者への家庭訪問を行い、当事者や家族への相談に応じます。	保健医療課
	岐阜県聴覚障害者情報センターを設置し、聴覚障がい者の情報収集やコミュニケーションを総合的に支援します。	障害福祉課
	岐阜県難聴児支援センターを設置し、難聴児の耳の聞こえに関する専門相談や保護者支援等を実施します。	障害福祉課
	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等やその家族、支援機関向けの相談対応を実施します。	医療福祉連携推進課
	医療依存度の高い医療的ケア児者を短期入所等で受け入れた医療機関等に対し、受入実績に応じた支援を行います。	医療福祉連携推進課
	強度行動障がいのある人の入院の受入れを行う医療拠点及び入退院支援を行う福祉拠点の設置、緊急時に利用できる短期入所の確保を行います。	障害福祉課
	発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターを設置し、発達障がいに関する乳幼児期から成人期まで切れ目のない相談支援体制の整備を行います。	障害福祉課

	取組の概要	担当課
疾病	在宅患者が、病状の変化により一時的に在宅での療養が困難になった場合に、かかりつけ医が事前に登録された病院又は有床診療所と患者の入退院調整を行う取組を支援します。	医療福祉連携推進課
	難病患者とその家族が、地域において生きがいをもって生活できるよう、難病生きがいサポートセンターにおいて、相談事業等を実施します。	保健医療課
	難病生きがいサポートセンターで養成された在宅療養応援員が、在宅療養の励ましや相談、趣味の共有など、難病患者とその家族に寄り添った支援を行います。	保健医療課
	在宅の難病患者が、介護者の休息等により一時的に在宅で介護を受けることが困難になった場合に、一時入院又は長時間訪問看護による在宅レスパイトを実施します。	保健医療課
教育	24時間体制の電話相談窓口において、様々な悩みを抱える児童生徒や保護者からの相談を受け付けるとともに、長期休業明けを中心に、中高生を対象とするSNSを活用した相談対応を行います。	学校安全課
	学校へのスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等により、児童生徒や保護者の様々な悩みに対応するための教育相談体制の充実を図ります。	学校安全課
労働	労働に関する相談に対し、適切な窓口の情報提供等を行います。	労働雇用課

(2) ケアラー同士の交流の機会の確保

【これまでの主な取組】

- 障がい者等の家族同士が悩みを相談し合う交流会・研修会を実施してきました。
- ヤングケアラーについては、当事者同士が気軽に悩みや経験を共有できるよう、オンラインサロンの設置・運営を行ってきました。

【取組の方向性】

- ケアラーやケアを受けている方の世代・属性を踏まえ、同様の境遇にあるケアラー同士が交流することのできる機会の確保を進めます。

【今後の主な取組】

- ケアを受けている方の世代や属性に応じ、各分野において、ケアラー同士の交流会を開催するとともに、ピアサポート活動を推進します。【関係各課】
- ヤングケアラー等が気軽に悩みや経験などを共有することができる場として、引き続きSNSやICT機器を活用したオンラインサロンの設置・運営を行います。【子ども家庭課】

◆関連する主な取組

	取組の概要	担当課
高 齢	認知症の人とその家族を早期から支援する体制を整備するため、特別養護老人ホーム等を運営する事業所が認知症カフェを開設・運営する場合に必要な支援を行います。	高齢福祉課
	(公社)認知症の人と家族の会岐阜県支部が実施する各種事業に対し、財政的な支援を行います。	高齢福祉課
障 が い	障がい児者やその家族、障がい者施設で構成する団体の運営に対し財政的支援を行い、各団体の活動を支援します。	障害福祉課
	精神障がい者を支える家族等が相互に悩みを相談し、情報交換や支援技術の向上などを図る研修大会を開催します。	保健医療課
	精神障がい者の家族による、精神障がい者の家族のための相談事業を実施します。	保健医療課
	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の家族交流会を開催します。	医療福祉連携推進課
	発達障がいに関して、同じ悩みを持つ本人同士やその家族同士等の活動の場の提供、周知等を行い、ピアサポート活動を推進します。	障害福祉課

	取組の概要	担当課
障がい	発達障がいのあるこどもを育てた経験のある親が、ペアレント・メンターとして、家族交流会の場等で相談対応などを行う活動の推進を図ります。	障害福祉課
疾病	指定難病・小児慢性特定疾病の患者とその家族を対象に、治療・療養についての情報提供や当事者同士の交流を行うためのセミナーを開催します。	保健医療課
	難病患者やその家族への支援、社会への働きかけ等に取り組む岐阜県難病団体連絡協議会の活動に対し、財政的な支援を行います。	保健医療課

3. 人材育成

(1) 市町村の職員等に対する研修の実施

【これまでの主な取組】

- 研修の実施により、市町村において相談支援体制の中核を担うコーディネーターの養成を支援してきました。
- また、各分野において相談支援等に関わる職員向けの研修を実施し、その資質向上を支援してきました。

【取組の方向性】

- 市町村において、多様なケアラーからの相談を受け止め、適切な支援等につなげていくため、研修の実施により、市町村職員のケアラー支援に関する意識や技術の向上を図ります。

【今後の主な取組】

- 各分野における市町村職員向けの研修の機会を活用し、県内のケアラーの実態や利用できる支援・サービス、支援事例等に関する研修を実施します。 【地域福祉課】
- ヤングケアラーの認知度や支援技術の向上を図るため、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員に対する研修を実施します。 【子ども家庭課】

◆関連する主な取組

	取組の概要	担当課
全般	市町村の行政職員、相談員を対象とする研修を開催し、各市町村において、多機関が連携した包括的な支援体制の中核を担う「相談支援コーディネーター」を養成します。	地域福祉課
高齢	住民からの各種相談を幅広く受け付ける地域包括支援センターの職員等を対象に、地域包括ケア及び介護予防事業に関する研修を実施します。	高齢福祉課
	市町村が設置する生活支援コーディネーターの資質向上を図るため、圏域ごとにアドバイザーを交えた情報交換会を実施するとともに全体研修会を実施します。	高齢福祉課
	市町村が設置する認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の育成及び資質向上を図るため、研修会やネットワーク会議を開催します。	医療福祉連携推進課
障がい	日常的に医療的ケアを要する重度障がい児者を支援する「医療的ケア児等コーディネーター」等を養成するための研修を実施します。	医療福祉連携推進課

	取組の概要	担当課
障がい	発達障がいにより早期に気づき、早期に適切な支援ができる人材を育成するため、市町村職員、療育関係者等を対象とした研修を実施します。	障害福祉課

(2) 関係機関職員に対する研修の実施

【これまでの主な取組】

- 各分野において、人材養成研修等を実施し、関係機関職員の育成や資質向上に取り組んできました。

【施策の方向性】

- 業務を通じて日常的にケアラーと関わる可能性のある関係機関の職員等に対し、ケアラー支援に関する意識や技術の向上を図るための研修を実施します。

【今後の取組】

- 各分野における関係機関職員向けの研修機会を活用し、県内のケアラーの実態や利用できる支援・サービス、支援事例等に関する研修を実施します。 【地域福祉課】
- ヤングケアラーの認知度や支援技術の向上を図るため、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員に対する研修を実施します。(再掲) 【子ども家庭課】

◆関連する主な取組

	取組の概要	担当課
全般	民生委員・児童委員に対する研修の実施により、円滑かつ効果的な相談・援助活動を行うために必要な知識及び技術の習得を支援します。	地域福祉課
高齢	かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師が適切な認知症診断の知識・技術や家族の悩みを聴く姿勢等を習得するための研修を実施します。	医療福祉連携推進課
障がい	市町村が委託する身体障害者相談員・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。	障害福祉課
	障害福祉サービス等を担う専門的人材である相談支援専門員やサービス管理責任者等を養成するための研修を実施します。	障害福祉課
	痰吸引等の医療的ケアに対応できる介護職員を増やすため、喀痰吸引等研修の受講を支援します。	医療福祉連携推進課

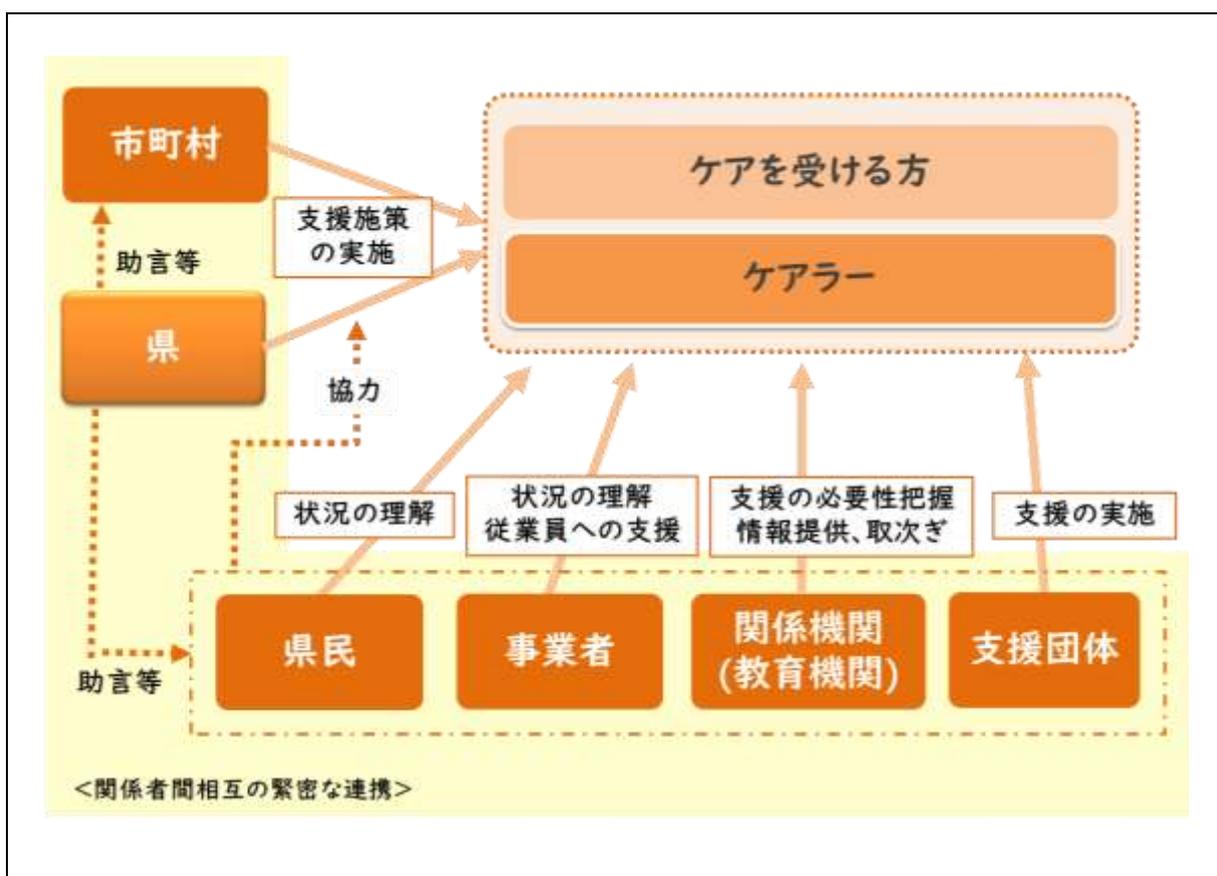
	取組の概要	担当課
障 が い	看護師を対象に重症心身障がい児者の在宅支援に係る専門研修を実施します。	医療福祉連携推進課
	障がい児に対応するリハビリ人材の育成を図るため、理学療法士等を対象に、小児リハビリ等に関する研修を実施します。	医療福祉連携推進課
	発達障がいに早期に気づき、早期に適切な支援ができる人材を育成するため、市町村職員、療育関係者等を対象とした研修を実施します。(再掲)	障害福祉課

第5章 計画の推進

1. 多様な主体との連携

ケアラーへの支援を推進するためには、県や市町村のみならず、県民や事業者、関係機関、支援団体といった多様な主体がそれぞれの役割に応じて、参画することが重要です。

県においては、市町村をはじめ、ケアラー支援に取り組む事業者、関係機関、支援団体に対し、助言その他の支援を行うとともに、各主体と緊密に連携しつつ取組を進めていきます。



2. 計画の評価・検証

本計画の推進に当たっては、学識経験者や関係機関・団体の代表者で構成する「岐阜県ケアラー支援に関する有識者会議」において、計画の進捗状況を定期的に評価・検証し、着実な推進を図ります。

また、県内のケアラーをとりまく状況の変化等を踏まえ、計画内容の変更が必要と認められる場合には、計画期間中であっても、計画の見直しを行うこととします。

《岐阜県ケアラー支援推進計画における成果指標》

成果指標	現況値	目標値
① ケアラー支援に関する県HPへのアクセス数	—	累計 60,000 回 (令和7～11年度)
② 重層的支援体制整備事業の実施市町村数	6市町村 (令和6年度)	21市町村 (令和11年度)
③ ヤングケアラーに関するオンラインサロン参加者数(延べ数)	236人 (～令和5年度)	累計 560人 (令和7～11年度)
④ ケアラー支援に関する研修の受講者数(ヤングケアラーを除く)(※1)	—	累計 1,500人 (令和7～11年度)
⑤ ヤングケアラー支援に関する研修の受講者数(※2)	累計 1,276人 (～令和5年度)	累計 3,200人 (令和7～11年度)

(※1) 各分野における人材養成研修、資質向上研修等の受講者のうち、ケアラー支援に関する講義を受けた者の数

(※2) YouTube において配信した研修動画の視聴者を含む。